三七

齊

藤

「権利」概念の創設

次

目

清貧論争の経緯

ウィリアム・オッカムの所有権論、 ウィリアム・オッカムの所有権論、 権利論

権利論の意義

おわりに

はじめに

第一章 第二章

第三章

はじめに

いう二つの概念の組み合わせである。 「人権」(les droits de l'homme ; human rights)という言葉は、 「 人間 」 (homme; human) と「権利」 (droit; right) と

から当然にもっている権利と捉えられている。 もともと無理であるし、 である。もちろん、人権という哲学的であり、 けではない。つまり、 の権利の性質・内容とはいかなるものなのか、 の上に立つ法解釈や法理論も結局のところ、 かつ基礎的な概念であることは言うまでもないであろう。ところで、もし基礎的な概念の把握が曖昧であるとするならば、 それでは、この「人権」概念に関してはどうか。わが国の代表的概説書では、一般的に、人権とは、人間が人間であること この「人間」という概念と「権利」という概念は、日常的な世界でも一般的な概念であるが、法学の世界においても基本的 そこから先を検討しようとしないという惰性的な在り方が良いとは思えない。もし、その各人の研究者の「人権 表面的なレベルでは比較的一致があっても、一段掘り下げると見解は各人各様な状態にあるということ かえって不健全であるという見方もできよう。ただ、そうだからといって、教科書的な人権概念把握 軟弱な地盤の上に建物を建てるのと同じく、 価値判断を含む概念について、大多数が一致するような見解が成立することは、 という問いに対して、実に様々な見解があり、 しかし、人間が人間であるという理由でなぜ必然的に権利をもつのか、またそ 脆弱なものになるであろう。 これといった共通見解があるわ そ

理論自体は堅固なものであると評価できるだろう。しかし、もしそうでないのならば、その「人権」概念把握は実のところ曖

他の理論との優劣は別としてもその研究者の法

概念把握が何らかの確固とした理論に裏付けられたものであるというのなら、

権 る。 昧なものであり、その基礎概念の上に構築している各人の法学の体系も脆弱性をもつものであるかもしれないということにな 概念の構成要素である「人間」と「権利」という概念について、 ところで、それではどうしたら、 確固とした人権概念の把握が可能になるのだろうか。そのためには、少なくとも、 ある程度掘り下げた検討をする必要があるのではないだ _ 人

ろうか。

答える努力をする必要がある。 証主義のような立場をとらないならば、 そうすると、この人権とは如何なるものであるのか、という問題の解を見つけるためには、法学においても、 現代の多様な思想に加えて、この問題に関して多くの蓄積があり、 つまり、 まず、「人間」であるということはいったいどういうことであるのか、 人間の本質・本性を考究し、それを踏まえて議論を展開していく必要がある。 古代からの長い歴史をもつ自然法論を少なくとも参 という問いに 極端な法実 そのと

照する必要はあるだろう。

ものである。 の意味を付け加えるという「革新」をしたのではないか、という指摘がある。もしそうだとするならば、 念を新たに創出したのであり、 という概念はいつ誰が考え出したものなのだろうか。この「権利」という概念は、現代の法学に馴染んだ者にとっては、 して当たり前の概念のように思われ、そもそもそのような問いすら無意味なようにも思われるだろう。ところが、中世ヨーロ さらに、 の清貧論争を契機に、 「人権」に含まれている なぜなら、現代人が当たり前で普遍的な存在であると考えていた「権利」が、実はある時代以前には存在してい ウィリアム・オッカム (William of Ockham 一二八五頃 - 一三四七または一三四九年) 彼が従来「権利」という意味を含んでいなかったラテン語のjus(正・法) 「権利」という概念をどのように理解するべきか、 という問 いがある。 それは大変興味深い という語に一 がこの そもそも 「権利」概 権利 「権利」

相対化して考えることができるようになるからである。そして、そのような相対化によって、「権利」の性質・射程・限界等 が明確化され、それが人権論を改めて考える際に役立つのではないかと思われる。 なかったのだとするなら、 「権利」概念は普遍的なものでも必然的に必要なものでもないということになり、 権利 概念を

を踏まえて、オッカムの所有権論、 一章)、次に、オッカムが清貧論争を通じて、どのような所有権論、 本稿では、まず、 本稿の目的は、 中世の清貧論争とはどのようなものであり、その論争の中でどのようなことが議論されたのかを確認し(第 「人権」の要素の中の「権利」概念について、オッカムの議論を通じ、考察するということである。そこで、 権利論の意義について簡潔に考察することとする(第三章)。 権利論を論じたかを見てゆく(第二章)。そして、以上

それでは、

清貧論争の経緯から論じて行こう。

(2) 本稿のラテン語の表記において、Jとについて特に統一していないので、Jusという表記とiusという表記が混在しているが、ラテン語としては、 (1)例えば、宮沢俊義『憲法Ⅱ〔新版〕』 (有斐閣、 訂〕』(青林書院、一九九一年)五六頁など。 一九七四年)七七頁、 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』(有斐閣、一九九四年)四七頁、 阿部照哉[憲法[改

どちらも同じ語である

(3) Villey, La formation(略記表参照), pp. 251 et 259.

第一章 清貧論争の経緯

一 フランチェスコの清貧思想

創立の認可を受けた。彼は言うまでもなく会の創設者であり、精神的な指導者であった。 福な商人の子として生まれ、きままな暮らしをしていた。しかし、のちに回心し、一二○九年または一二一○年に教皇インノ ケンティウス三世(Innocentius Ⅲ 在位一一九八 - 一二一六年)を訪ね、『原初会則』を提出し、フランシスコ会(小さき兄弟会)

どのようなものであったのだろうか。 彼の信仰のありかたの特色のひとつに本稿のテーマの背景となる清貧(paupertas)思想があげられる。彼の清貧思想とは

得た一二二三年の『公認された会則』の規定の幾つかをみてみよう。 彼がフランシスコ会のために起草し、総会の賛成と教皇ホノリウス三世(Honorious El 在位一二一六-一二二七年)の認可を

「小さき兄弟会の会則と生活は、わが主イエス・キリストの聖福音を守り、従順に、財産をもたず、貞潔に生きることである」(第一章)。

「私はすべての兄弟たちに堅く命ずる。自分自身あるいは人を介して、いかなるかたちにせよ、金銭を受け取ってはならない。ただし、病者のた

西南学院大学法学論集 第四八卷 第三‧四合併号(二〇一六年 三月)

配慮をすべきである。だがそれ以外、上述の通り兄弟たちは金銭を受け取ってはならない」(第四章)。。 また裸の兄弟に衣服を着せるため、管区長と属管区長のみが、場所と季節と寒冷な地方の事情を考慮して、霊的友の助力を得て、必要に応じた

のを受け取ってよろしい」 (第五章) (空) 「…兄弟たちは、 信仰の心をもって敬虔に働かねばならない。…労働の報酬として、自分のためおよび兄弟たちのため、 金銭を除き体に必要なも

清貧と謙遜のうちに主に従い、信頼の念をもって托鉢に赴くべきである」(第六章)。〔三 「兄弟たちは、いかなるものも自分のものとしてはならない。家も土地もいかなる財産もである。現世において彼らは異国を旅する人のごとく、

の受領も禁じている。この財の所有の否定という命題が長い論争を引き起こす原因となった。 ここで特に注目すべきことは、フランチェスコが財の所有を否定していることである。また、これに関連して、彼は金銭

とされていた。別の観点からみると、会員は社会の一般的経済枠組みから隔絶されているべきとされたのである。 的で不確かなものであるべきとされた。具体的には、労働は不定期のものであるべきで、会員は無差別的に托鉢すべきである なお、 彼の考えるあるべき清貧の程度は、生きるために必要な最小限の生活水準であった。また、 会員の生活手段は一時

は、 5 ちの帯の中には金貨も銀貨も銅貨もたずさえるな。旅路には皮袋も、二枚の下着も、皮ぞうりも、杖も持っていくな。 フランチェスコは、このような清貧思想を福音書のおけるキリストと使徒たちの生き方から得ていた。 自分たちを神意に任せるために財産を放棄し、施しによって生きたとされている。フランチェスコは、会員の生き方にお 働き人が自分の糧を得るのはふさわしいことだからである」(マタイ一○章九-一○)とあるように、キリストと使徒たち 福音書に 「お前た なぜな

いてキリストと使徒たちの生き方を忠実に再現しようとしたのである。(ダ)

フランチェスコの思想において、後の清貧論争に関係する点としては以下の二点を挙げることができよう。

第一。フランチェスコは財の所有を否定した。

第二。ただし、フランチェスコが、法的概念としての、所有の放棄ということについてどう考えていたのかは明らかでは

ていたものと考えられる。 おける簡潔な記述以外何も語っていないからである。実際には、フランチェスコは、もっぱら具体的な財の放棄を念頭におい 彼は、 所有について、文書として残っている『第一会則』および『公認された会則』と一二二六年の『遺言』に

フランチェスコの死後からヨアンネス二二世登場までの清貧に関する議論

(1) グレゴリウス九世とインノケンティウス四世による清貧の緩和

法的問題について、なんらかの解決が必要になってきたのである。なお、実のところ、フランチェスコの生存中も、 するためには清貧の規制は障害になるという問題、などである。結局、清貧の問題、特に所有の「権利」をどう扱うかという(⑻) えば、会員が学問を続けようと思っても経済的な安定がなければ困難であるという問題、大きな教会を建設したり維持したり フランチェスコの死後も会は発展を続けたが、それにともない清貧思想に関係して、さまざまな問題が生じてきた。 金銭の授

服の必要という二つの特別な場合は、 受の禁止を完全に貫くことは困難であった。実際、先にみたように『公認された会則』第四章においても、 金銭関係の代理人である「霊的友」(amicus spiritualis)を利用して必要を満たすこと 病者への配慮と衣

ができるという例外規定があった。

教令Quo elongatiを発した。 このような状況を解決するために、一二三○年に教皇グレゴリウス九世(Gregorius IX 在位二三三七 - 一二四一年)は、修道会 『遺言』の順守義務および会則の解釈に関する九項目の質問に対して、『公認された会則』の規定を大きく緩和した

いということになった。 『遺言』には法的な拘束力はないとされた。したがって、教皇庁から特権を受けることは必ずしも禁止されていな

い管財人は寄付者の代理人とされた。なお、動産を外部に処分するには保護枢機卿の承認が必要であるとされた。 た必要」という一般的な要件に変更した。 清貧に関する会則の解釈については、 以下の点が注目される。病者への配慮と衣服の必要という具体的な要件を「差し迫 また、金銭の授受のための新しい管財人 (nuntius) を追加導入した。 この新し

るのであって、会員は、 産については、 示したことである。 これに加えて重要なのは、グレゴリウス九世が、のちの教皇ヨアンネス二二世に至るまで法的議論の基礎となった解釈を 単に使用 (usus) することができるだけであり、不動産については、 それは、 所有することなしに使用できるだけである、というものである。 会員は個人的にも共同でも所有 (proprietas) するべきではなく、所持することを許可された動 在位一二四三 - 一二五四年)は、教令Ordinem vestrumでさ 会以外の別の者 (寄付者など) が所有す

さらに、一二四五年、インノケンティウス四世(Innocentius IV

らに清貧の規定を緩和した。

と管財人の役割を併合した。

教令Quo elongatiで示された「差し迫った必要」という要件を「明らかな便宜」という要件に変えた。また、 霊的友

所有である。また、例外は寄付者が所有(権)を保持すると明示したときに限られる、とされた。 (3) そして次のような重要な決定を行った。その決定によると、修道会で使用されているすべてのものは原則として教皇庁の

許可はなくてもよいとされた。 動産・不動産の処分は保護枢機卿あるいは教皇庁の許可が必要とされた。ただし、 価値の低い動産についてはこの

いて必要物や日用品を購入することができた。(※) をいちいちもとめる面倒に対処するものであった。この教令により、修道会は教皇庁の代わりに会のものを管理する代理人 (procurator) を選任することができるようになった。この代理人は会の意向に従って、寄付されたものを処分し、 |年後の一二四七年には、先の教令を補完する教令Quanto studiosiusが出された。これは保護枢機卿にものの処分の許可(ミッ) 金銭を用

いえる。 このようにみていくと、名目的に財を所有しないといっても、現実には財を所有しているのとほとんど変わりはないとも 清貧思想は実質的に変質し、フランシスコ会の無所有とは単なる法的な擬制にすぎないという見方もできよう。

(2)清貧に対する批判とボナヴェントゥラの応答及び教令Exiit qui seminat

以上のように、 清貧は諸教令によって緩和されていった。しかし、 清貧を厳格に守ろうとする修道会内勢力 (厳格派、 熱心

総会は、 派 の考えに近い立場と考えられたパルマのヨアンネス(Ioannes 教令Ordinem vestrumと教令Quanto studiosiusによって修道会に与えられた特権のうち、教令Quo elongatiより清貧を 任期一二四七 - 一二五七年)が、一二四七年に総長となると、

緩和している部分を停止する決定を行った。

た。もっとも、 貧に関しては穏健派 神学者・哲学者としても著名であり、また、フランシスコ会の運営面でも、 次いで一二五七年にボナヴェントゥラ(Bonaventura 現実には、規定上の状態とは異なり、 (共同体派) に近い立場をとっていた。しかし、 清貧は事実上相当緩和されていったといわれている。 任期一二五七 - 一二七四年)が総長に就任した。ボナヴェントゥラは 彼は、パルマのヨアンネス時代の決定をそのまま維持し 会の中興の祖というべき存在であった。 彼は、清

こでは、そのうち法的な議論をみよう。 ゥス (Gerardus このような時期に、 | | 二二○または一二二五 - 一二七二年)であった。その論争の内容には、神学上のものと法的なものがある。こ 世俗の神学者がフランシスコ会の清貧に関して論争を仕掛けた。その代表者はアブヴィルのゲラルド

えな(4) れる。 価値になるとされている。この点、 すことだからである。 第一の批判。 そうすると、 使用と所有は永久には分離できない。なぜなら、 所有者たる教皇は現在も未来も世俗的利益を得ることはないことになる。 例えば、ローマ法においても、 教令Ordinem vestrumによると、フランシスコ会の財に関する所有と使用は永久に分離さ 用益 (権)が所有(権)と永久的に分離されるならば、 所有の本質は所有(権) 者になんらかの世俗的利益をもたら ゆえに、 これは真の所有とはい 所有 は無

第二の批判。 教令Ordinem vestrumのシステムでは、食べ物などの費消財も教皇の所有とされている。この点に関し、 彼は

消されるものにおいて、使用は所有と区別されないからである」。(雲) 所有が属するということはすべての人にとってばかげたことに思われるだろう。それは、世の中では、 るということ、そして、それらが寿命まで使い尽くされるまで、あるいは食べ物が胃袋に入るまで、それらを与えた人たちに 次のように批判し、費消財については使用と所有を区別することはできないとする。「あなた方がそれらの使用だけをしてい 使用によって完全に費

て使用するということは法的に不可能である。 ということは所有 手に移転され、借り手は借りたものと同等のものを返却すればよいので費消財についても可能である。 返却しなければならないが、 (commodatum) 同じ論点について次のようにも論じている。法的に費消財について使用を認めるということは、 ではなく、 (権) を移転するということである。したがって、フランシスコ会が所有 消費賃借(mutuum)ということになる。 費消財を使用した場合それは不可能である。 というのは、 消費賃借の場合は、 使用賃借の場合は借りたものそのものを (権)の移転なしに費消財を借り 借りたものの所有 つまり、 (権) 使用賃借 は借り

的性格をもたない単純使用をしているというのである。このような区別を前提としつつ、彼は次のように論じてい きるために必要であるけれども、 と所有は分離できるという立場から反撃した。彼は、 このような批判に対して、ボナヴェントゥラは、一二六九年に『清貧擁護論』 用益 (権) (ususfructus) , 他の三つは保持しないことが可能であるとする。つまり、 単純使用 使用と所有の議論に関し、 (simplex usus) という四つの用語を区別する。そして、単純使用は生 所有(権)(proprietas)、 占有 (Apologia Pauperum) を著し、 会及び会員は、 ものに関して、 (権) 使用 法

第一の批判に対しては次のように答えた。教皇がフランシスコ会に使用させているものの所有 (権) を保持することは、会

三月

員の信仰のために有益であり、 教皇にも価値のあることである。要するに、教皇は世俗的な利益は得ていないが、 フランシス

コ会の会員を世話することで、神との関係で利益を得ている。

スコ会は教皇庁によって使用を許可された財を使用することができる。(図) フランシスコ会の場合にも認められる。財は教皇庁の所有であり、会は財に対して所有(権)をもたない。しかし、 して所有 第二の批判に対しては、 (権)をもたない。しかし、 次のように反論している。 息子が特有財産 (費消財を含む)を使用することは認められている。これと同様の構造が ローマ法によると、 つまり、 親権の下にある息子は特有財産 法的観点からしても、 所有 (peculium) に対 (権) を持たない フランシ

という問題がある。 授与者から所有 (権) の移転の意思をもってものを与えられたとき、受領者は所有(権) の取得がないといえるか 者による費消財の使用が可能であるとしたのである。

は所有の意思が必要である。フランシスコ会員は所有を欲していないので、彼らは所有していないのである。 これについては、 「利益はそれを欲しないものに与えることはできない」という法的原理により解答できる。 所有するに

このボナヴェントゥラの見解は、一二七九年に、もともとフランシスコ会の保護枢機卿であった教皇ニコラウス三世 在位一二七七 - 一二八〇年)の教令Exiit qui seminatによって公式に認められた。これ以降はこの教令がフランシ

スコ会の拠り所となったのである。

えている。 ただし、 ボナヴェントゥラは、先にみたように、所有 この教令は、 法的な議論について、より精緻化をはかるため、ボナヴェントゥラの見解に若干の修正を加 (権) (proprietas) 、 占有 (権) (possessio) ' 用益 (権)

(ususfructus) , 単純使用(simplex usus) という区別をしていた。これに対し、教令Exiit qui seminatは、所有 (権)

(simplex usus facti) という五つの用語をつかっている。ボナヴェントゥラの区別では、 占有 権) (possessio) ' 用益 (権) (ususfructus) 使用 (権) 使用 (ius utendi) ' (権) が欠けており、 事実上の単純使用 この使用

ても生存可能であるとする。会及び会員は、 いう)性質をもたないものである。そして、 変更が加えられたものと思われる。この事実上の単純使用という概念は使用(権)とは異なる概念で、 と用益 (権) の区別、 あるいは使用 (権)と事実上の単純使用の区別が明確でなくなる虞があることから、このような 事実上の単純使用は生きていく上で必要であるけれども、 事実上の単純使用だけができ、 権利は何も持たない。また、 法的な(あるいは権利と 前の四つのものは無く 会員には生命を維持

使用と所有は永久に分離できないという問題については、ボナヴェントゥラに倣い、教皇には宗教上の利益があるとする。

し義務を果たすためのつつましい使用のみが許されるとする。これを前提に教令は次のように論じている

は、 由に許可を取り消すことができ、その場合、会や会員はもはやそのものを使用できない。 権利なしに、 ものの授与者による使用許可 使用をどのように正当化するのかという問題については、次のように回答している。 (licentia) によって生じ、授与者の意思によって取り消しできるものである。 この事実上の単純使用 授与者は自

財産の所有者については、イノケンティウス四世の教令Ordinem vestrumに従い、 教皇庁であるとする。

ただし、 費消財について使用と所有の分離ができるかどうかについては、 この教令はあまり言及していない。 この点がの

ち、 会に逆風が吹いている環境でまた問題になったことは注意すべきである。

これまでの教令でも問題となっていた会の財産の管理人について、一二八三年には、教皇マルティヌス四世 (Martinus IV

三月

は、 管理者は、教皇庁の名において会に関する財産を管理する役割を持つもので、会が直接選任できるとされた。 在位一二八一 - 一二八五年)が教令Exultantes in Dominoを発し、会の財産の管理者(syndicus)制度を創設した。また、この(st) 教令Quanto studiosiusの制度とほぼ同じものを復活させるものであった。そして、今回は総会もこの教令の利用を認めた。 結局、この教令

(3) 内部対立―スピリトゥアル派と共同体派―

対し、 る と考えていた。このようにして、スピリトゥアル派と共同体派との間で対立が深まっていった。 放棄とともに、使用の制限もフランシスコ会の清貧の一部をなすという「貧しい使用」(usus pauper)を唱えていたのであ ゥアル派は、オリヴィ(Petrus Ioannes Olivi 一二四八頃 - 一二九八年)を思想的指導者として仰いでいた。オリヴィは、 以上のような制度的変更とともに、実態においても、会の中では、 清貧を厳格に守るべきとするスピリトゥアル(精神)(Spirituales)派の会員は反発を強めていった。当時、 共同体派 (穏健派) は、清貧の誓いは、 所有の放棄のみとして理解され、 清貧を緩和する運用が目につくようになった。これに ものの使用の制限までは要求していない スピリト 所有の

いないことを認めた。また、共同体派がスピリトゥアル派を迫害しないような措置をとった。 Dudum ad apostolatusを発した。そのなかで、清貧に反する権限の濫用が会のなかに存在することや共同体派がそれを正して オリヴィの著作やフランシスコ会の状況についての調査を命じた。そして、一三一〇年、スピリトゥアル派に好意的な教令 このような対立の中で、一三○九年に、教皇クレメンス五世(Clemens V 在位一三○五 - 一三一四年)は、委員会をつくり、

委員会の検討を経て、一三一二年、教令Exivi de paradisoが発せられた。この教令は、教令Exiit qui seminatの原理を再確認

アル派の主張である「貧しい使用」そのものは受け入れなかった。しかし、この教令は対立を解消することにはならず、 するもので、会員は会則に書かれている貧しい使用と、会則に書かれている方法とには拘束されるとしたものの、 スピリトゥ

(4) 小括

は続くこととなった。

以上の期間における清貧に関する法的議論の要点は、 結局、 次のようにまとめることができよう。

用 seminatの段階では、これがさらに精密に整理され、事実上の単純使用(simplex usus facti)という概念が用いられている。こ 第一。 (usus) することができるだけである。なお、グレゴリウス九世のときには、使用 フランシスコ会会員は個人的にも共同でも財を所有 (proprietas) するべきではなく、 (usus) とされていたが、教令Exiit qui 所有者の許可のもと、 単に使

うる所有者の許可(licentia)によって使用が正当化されるとしている。この考えはオッカムの説明(後述第二章二(4))に先 権利ではない事実上の単純使用がどのように正当化されるのかについて、教令Exiit qui seminatは、 注目すべきである 自由に取り消し 0)

事実上の単純使用は、

法的な

(あるいは権利としての) 性質をもたないものであるとされている。

の教皇の利益については、神学と法学を混同するもので、法的な議論としては弱いように思われる(教令Exit qui seminatのこの 第四。 第二。 修道会で使用されているすべての財は原則として教皇庁の所有である。これは、 ボナヴェントゥラの反論は法的な観点からはかならずしも十分とはいえないものを含んでいる。第一の反論のなか 教令Ordinem vestrumで示された。

点の主張も同じ)。もっとも、教令Exiit qui seminatでは、「許可」によって使用を正当化する議論の際、 おける所有者の「自由に取り消しうる許可」という考えによってなされていると考えられる。 ているが、説明としてやや一般性に欠けるようにも思われる。 も言えなくなるように思われる。 可という考え方を採用している。そうすると、許可が永遠であるという保証はなくなるから、 第二の反論において、ボナヴェントゥラは、 結局、 使用の正当化の一般的説明は、 特有財産の例によって費消財の使用を正当化し 所有と使用が永久に分離すると 教令Exiit qui seminatに 「取り消しうる」許

三 ヨアンネス二二世登場以降の清貧に関する論争

(1) スピリトゥアル派の弾圧

一三一六年、清貧論争の主要人物の一人であるヨアンネス二二世

(Ioannes

II XX

在位一三一六 - 一三三四年) が教皇に即位

にわたってその地位にあった。また、彼は法学に通じていた一方、独断的な性格であったといわれている。彼は、フランシス スピリトゥアル派を弾圧した。 派に服従を要求したが拒否されたので、教皇庁にスピリトゥアル派の抑圧を要請した。ヨアンネス二二世は、 コ会のスピリトゥアル派を敵視し、かつフランシスコ会の清貧思想に疑問をもっていた。一方、フランシスコ会は、 した。彼は、即位当時すでに七二歳という高齢でありまた虚弱な体質であったにもかかわらず、その後一三三四年まで、 一三一六年に共同体派のチェゼーナのミケーレ (Michele ? - 一三四二年) を総長に選出した。ミケーレは、 これに応じて、 スピリトゥアル 同年の

スピリトゥアル派をさらに弾圧した。一方、ミケーレもスピリトゥアル派に服従を要求した。その結果、最後まで抵抗した四 人の会員がマルセイユの市場で火あぶりとされるなどした。このようにして、スピリトゥアル派は消滅の道をたどることにな また、一三一七年から一八年にかけてヨアンネス二二世は教令Quorumdam exigitなど三つの教令を発し、これに基づいて、

(2) 狭義の「清貧論争」の開始

に、ヨアンネス二二世は教令Quia nonnumquamを発し、教皇は、すでに発布された教令であっても、その教令が利益より害 あるからそれを廃止することは許されないと主張した。 会側はこれに反発し、論争が生じた。フランシスコ会側は、清貧の問題は教令Exiit qui seminatですでに解決されており、カ があるなら、その教令を変更できるとした。これは教令Exiit qui seminatの変更を意図するものであったため、フランシスコ していなかった」という主張の妥当性が問題となった。これがいわゆる狭義の「清貧論争」の発端である。まず、一三二二年 った。一三二一年のベギン(Beguinae)派の異端審問を契機として、「キリストと使徒たちが個人的にも共同体としても所有 ノン法の一部となっているし、またヨアンネス二二世自身も教令Quorumdam exigitで教令Exiit qui seminatを認めているので このようにヨアンネス二二世はスピリトゥアル派の壊滅に成功したが、彼のフランシスコ会への攻撃はこれで終わらなか

する権限があるとし、以下のような決定を行った。 このような反論に対して、ヨアンネス二二世は同年教令Ad conditoremを発した。この教令は、教皇は先行する教令を変更(ミタ)

西南学院大学法学論集 第四八巻 第三・四合併号 (二〇一六年 三月)

理の代理人をもはや選任できないとした。 vestrum以来七七年間つづいた、フランスコ会の財産を所有するのは教皇庁であるというシステムを変更した。また、 まず、一部のものを除いて、将来、フランシスコ会に寄贈される財の所有(権)を教皇庁は持たないとして、 教令Ordinem 財産管

その理由としては以下のようなものを挙げた。

言い難い。 れ ているけれども、 価値の低いものについては、フランシスコ会は教皇庁に属するとされている財産を売買したり交換したりなどできるとさ その場合、所有者である教皇庁はそこから世俗的利益を得ることは明らかにないから、 所有しているとは

れても実体が残る場合のみ認めることができる。 ないはずである。 ニコラウス三世も、 費消財について、事実上の使用(usus facti)も法的使用(usus iuris)も認めることは不可能である。したがって、 事実上の使用や使用の権利 ひとつの卵、 一切れのチーズなどの費消財について所有(権)を留保する意図をもっていたということは (ius utendi) 費消財は使用によって実体が消滅するのであるから、 (ここでは用益 権) と使用 (権)を含む)は使用対象の財が使用 事実上の使用も使用 0 3

権利も認めることはできない。

というのは、 使用の権利なしで対象の財に正当な形で設定することはできない。 許可者が使用行為自体を与えることはできないのである。許可者が与えることのできるのは使用の権利である。結 例えば、 人は自分に属していないものを他人に与えることはできないからである。 盗人が使用の権利なしで財を使用することはあるけれども、 また、そもそも使用自体を他人に与えることはできない。 それは不正な利用であり、 使用行為を行うのは使用を認められた 事実上の使用を、

局、使用の権利のない使用は不正である。

(3) ヨアンネス二二世とフランシスコ会との攻防

反論した。 の中で暮らしており、 は、ベルガモのボナグラティア(Bonagratia ?‐一三四○年)が、フランシスコ会員は原罪前の無原罪の状態を再現した状態 この教令Ad conditoremはフランシスコ会の無所有という清貧思想を根本的に否定するものであった。フランシスコ会側で 無原罪の状態では、すべてのものは共同であったから、フランシスコ会員は所有をしていない、

conditoremを改定した第二版のAd conditoremを発布した。 このような反論は教皇の攻撃をさらに強化するだけの結果となった。ヨアンネス二二世は、一三二三年に先の教令Ad

以下の二つの命題を否定した。 コ会には打撃となった。そして同年の年末に、ヨアンネス二二世は決定的な教令Cum inter nonnullosを発布した。この教令は、 が使徒的生活では個人所有は存在しないが共同所有は存在するというドミニコ会の見解を承認することを意味し、フランシス 同年、 トマス・アクィナス(Thomas aquinas 一二二五年頃 - 一二七四年)が列聖された。これは、 ヨアンネス二二世

題の肯定は異端であるとした。もっとも、この命題の否定はフランシスコ会の立場と必ずしも矛盾するものではない。事実上 第一は、キリストと使徒たちは個人的にも共同でも何も持っていなかったという命題である。ヨアンネス二二世はこの命

の使用のためにものを保持することはありうるからである。

定されることになった。 たということになる。 ネス二二世はこの命題の肯定も異端であるとした。この教令によるとキリストや使徒たちは世俗法上の使用の権利を有してい 第二は、キリストと使徒たちは彼らが持っていた財に関するいかなる権利も持っていなかったという命題である。ヨアン これにより、 フランシスコ会の主張していた事実上の単純使用(simplex usus facti)という考え方も否

に対して反論を開始した。ミケーレ派の庇護者のルートヴィヒ四世は、一三二八年に皇帝としてローマで戴冠式を行い神聖ロ 年にフランシスコ会会員であったニコラウス五世(Nicolaus V した。ミケーレは、ボナグラティアやオッカムなどとともに、アヴィニヨンから逃亡し、バイエルンのルートヴィッヒ四世 (Ludwig IV der Bayer - 一二八二頃 - 一三四七年)に庇護されることになった。そこで、ミケーレは、ヨアンネス二二一世の教令 マ帝国の帝位にあったが、教皇庁はこれを認めておらず、彼は教皇庁と対立関係にあった。ルートヴィヒ四世は、一三二八 ヨアンネス二二世はフランシスコ会への圧力をますます強め、一三二八年には総長のチェゼーナのミケーレの罷免を要求 在位一三二八 - 一三三〇年)を対立教皇として擁立した。

教令Quia vir reprobusを発布した。この教令はヨアンネス二二世の清貧に関する主張を集大成したものである。そのなかで彼 これらがフランシスコ会の主張を完全に否認するものであることは言うまでもないであろう。 作られる前に神から所有 は次のように主張した。キリストと使徒たちは所有 ョアンネス二二世はミケーレ、ボナグラティア、オッカムを破門した。さらに、一三二九年、ヨアンネス二二世は ョアンネス二二世はフランシスコ会の総長代行を別途任命したため、フランシスコ会は分裂状態となった。これに (権)を与えられていた。エバが創造されたのち、 (権)をもち、また訴訟する権利も持っていた。アダムはエバ(ィブ)が アダムはエバと共同の所有 (権)を持っていた。

対し、ミケーレはヨアンネス二二世による破門も罷免も認めず、分派を維持していたが、ミケーレは一三四二年に死亡し、ミ ケーレ派を庇護していたルートヴィッヒ四世も一三四七年に死亡したことによって、ミケーレ派の分派活動も終焉した。

(4) 小括

この段階における清貧に関する法的議論の要点をまとめておこう。

ヨアンネス二二世は、 教皇庁がフランシスコ会の財産の所有 (権) を保持するというシステムを否定した。

第二。 ョアンネス二二世は、事実上の使用 (usus facti) および使用の権利 (ius utendi) は対象の財の実体が維持されるこ

消財について認められるかどうかということである。この問題については、オッカムが事実上の使用や使用の権利等について とを前提としているのであるから、 使用の権利を費消財に対して持っているという主張はそもそもしていないから、問題は事実上の使用が費 費消財について事実上の使用および使用の権利を認めることはできないとした。

第三。ヨアンネス二二世は、 「正当」な使用には使用の 「権利」が必要であり、 権利なしの使用は不正であるとした。こ の概念を分析した上で、検討を加えている(後述第二章二)。

ぜなら、使用行為自体を他人に与えることはできないのであり、授与できるのは使用の権利であるからである。そして、 化されるとしている。これに対して、ヨアンネス二二世は、事実上の使用を他人に授与することは不可能であるとした。 れについて、すでにみたとおり、 教令Exiit qui seminatは、 自由に取り消しうる所有者の許可 (licentia) によって使用が正当 丰 な

リストや使徒たちが不正な使用をするはずがないから、

彼らは世俗法上の使用の権利を有していたとする。ただ、教令Exiit

qui seminatは許可を授与するといっているのであり、使用行為自体を授与するとはいっていないのであって、このヨアンネス

二二世の主張には無理があると思われる。

(権)をもっていたと主張した。この論点は、 第四。 ョアンネス二二世はキリストと使徒たちがものに対する権利を持っていたとした。 オッカムの議論の中でも扱われている (後述第二章三(2)(3))。 また、 彼は原罪前の人類が所有

- (4)フランシスコ会の歴史についての基本的文献として、Huber(略記表参照)。邦語文献として、川下(略記表参照)、石井健吾・石井祥裕[編]「フラ についての邦語文献として、三森のぞみ「アシジのフランシスコの生涯―C・フルゴーニの研究を中心に―」フランシスカン研究二号(二〇〇七年) 記』(あかし書房、一九九二年)、聖ボナヴェントゥラ、宮沢邦子訳『聖フランシスコ大伝記』(あかし書房、 フランシスコの第一伝記』(あかし書房、一九八九年)、チェラノのトマス、小平正寿・フランソア・ゲング訳『アシジの聖フランシスコの第二伝 ムの系譜』(フランシスコ会日本殉教者管区本部、一九七九年) などがある。フランチェスコの伝記として、チェラーノのトマス、石井健吾訳『聖 ンシスコ会」(新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典Ⅳ]所収、 研究社、二〇〇九年)四〇三頁以下、 一九八一年)。フランチェスコの生涯 石井健吾『フランシスカニズ
- (5) Cf. Huber, Part 1, p. 14 ; 川下・八五 八六頁。なお、『原初会則』については、その原形は失われていて、現在に伝わっていない。
- (6)フランシスコ会の清貧思想を扱っている文献として、Lambert(略記表参照); Mäkinen(略記表参照); Takashi Shogimen, Ockham and 草書房、二〇一五年)三 - 九四頁、川下・一五八頁以下、ジョルジョ・アガンベン、上村忠男・太田綾子訳『いと高き貧しさ Political Discourse in the Late Middle Ages, Cambridge University Press, 2007 ; 小林公「清貧と所有」(『ウィリアム・オッカム研究」所収、 (みすず書房、二〇一四年)一二〇頁以下 修道院規則と生の形式』
- (7)BF(略記表参照), t. 1, pp. 15-19 ; アッシジのフランチェスコ、坂口昻吉訳「公認された会則」 (上智大学中世思想研究所編訳『中世思想原典集成 ているけれども、結局総会によって承認されなかった。 一二 フランシスコ会学派』所収、 平凡社、二〇〇一年)六六 - 七三頁。参照、 川下・八九 - 九一頁。なお、 ||二||一年に『第一会則』が起草され
- (8)BF, t. 1, p. 15 ; 「公認された会則」・前出註 (7) 六六頁。

- (9)BF, t. 1, pp. 16-17 ; 「公認された会則」·前出註(7) 六九頁
- (①)BF, t. 1, p. 17 ; 「公認された会則」・前出註 (7) 六九頁。
- (11)BF, t. 1, p. 17 ; 「公認された会則」·前出註 (7) 六九頁
- (12)これは、当時金銭が一般的に硬貨であり、消費財ではなく恒久的財であると考えられたため、 と説明されている。―参照、

坂口·前出註(7)八九

- (≌) Cf. Lambert, pp. 42, 54-55 頁註七。
- (4) Cf. Lambert, p. 57.
- (15)新約聖書翻訳委員会訳『新約聖書』 (岩波書店、二〇〇四年)による。
- (16) Cf. Lambert, p. 70.
- (≒) Cf. Lambert, p. 59.
- (2) Cf. Lambert, pp. 55, 70-71
- (19) アッシジのフランチェスコ、坂口昻吉訳「遺言」・前出註 (7) 『中世思想原典集成一二 フランシスコ会学派」 所収八五頁以下。
- (ℜ) Cf. Lambert, p. 46.
- (전) Cf. Lambert, p. 70

(≈) Cf. Lambert, p. 80

- (23)オッカムの登場前に「権利」という語をここからすでに使用している理由は以下である。jusの意味として、古典的意味での「正」、近現代的意味 訳語を使用しているのは、オッカム登場前からすでに「権利」概念あるいは三番目の未分化なものが使用されていたとみた方が素直に当時の記述 での「権利」、あるいは両者の意味を合わせてもつような、未分化なものなどがありうる。この段階から「権利」あるいは()付きの「権」という
- (24) Cf. Lambert, p. 89 ; 川下・一八九頁。

を解釈できると思われるからである。この点については、後述第三章一(2)参照

- (%) BF, t. 1, pp. 68-70.
- (26) Cf. Lambert, p. 87 ; 川下・一八六 一八七頁

西南学院大学法学論集

第四八巻

第三‧四合併号 (二〇一六年 三月)

゚ カエタン・エッサー、フランシスコ会日本管区訳「聖フランシスコの会則と遺言」 (教友社、二○○九年) 二六二頁以下。

- (28) Cf. Lambert, p. 89 ; 川下•一八九頁;
- (29)保護枢機卿職を導入したのは、ローマカトリック教会の歴史上、フランシスコ会が最初であった。その役割は、 の忠誠、カトリックの信仰の堅持、 会則の遵守を監視すること、であった(公認された会則第一二章)。―参照、 川下·七七頁。 修道会を保護すること、教会へ
- (30) Cf. Lambert, p. 90 ; 川下・一九○頁。
- (31) Cf. Lambert, p. 91. なお、動産について、誰が所有するかは結局明示されていないと思われる。
- (ℜ)BF, t. 1, pp. 400-402
- (33) Cf. Lambert, pp. 101-102 ; Huber, Part 1, pp. 128-129 ; 川下・一九五頁。
- (☆) Cf. Lambert, p. 105
- (\(\xi\)) BF, t. 1, pp. 487-488
- (%) Cf. Lambert, p. 105 ; Huber, Part 1, p. 132.
- (37)総長の役割等については、参照、 川下·六九 - 七二頁。
- (38)総会の役割等については、参照、川下・七二 七三頁
- (%) Cf. Lambert, p. 112 ; Huber, Part 1, p. 136.

(4) Cf. Lambert, p. 122 ; Huber, Part 1, p. 155

- (4) Cf. Lambert, pp. 125-130.
- (2))これに関するゲラルドゥスの文章は、以下のものに収録されている。Tractatus Gerardi de Abbatisvilla "Contra adversarium perfectionis christianae", ed. Sophronius Clasen, Archivum Franciscanum Historicum, 31(1938), pp. 276-329, 32(1939), pp. 89-200
- (铅) Instit. (略記表参照) 2. 4. 1. ; Dig. (略記表参照) 7. 1. 3.
- (4) Cf. Lambert, p. 141
- (年) Supra note 42, 32(1939), p. 133. Cf. Lambert, pp. 141-142; Mäkinen, p. 47
- (省) Supra note 42, 32(1939), p. 172. Cf. John Kilcullen and John Scott, Introducution in OND(英訳)(略記表参照) vol. 1, p. 25 ; Mäkinen, p. 47.
- (47)Bonaventura(略記表参照
- $(\frac{\infty}{4})$ Bonaventura, p. 241

- (�) Bonaventura, pp. 242-243. Cf. Lambert, p. 146.
- (S) Cf. Dig. 50. 17. 93; Instit. 2. 9. 1.
- (5))特有財産とは、家長や主人が家子や奴隷に対して与えるもので、この財産は家長や主人の所有に属するが、家子や奴隷は独立してそれを運用し その収益を自分のために用いることができる。家長や主人は特有財産を任意の時点で全部あるいは部分的に回収することができる。--参照、 マ

一九七九年)四八五頁。

(없)Bonaventura, pp. 243-244. Cf. Lambert, pp. 145-146

ックス・カーザー、柴田光蔵訳『ローマ私法概説』(創文社、

- (3) Dig. 50. 17. 69
- (岳) Bonaventura, pp. 244-245. Cf. Lambert, p. 146
- (5) BF, t. 3, pp. 404-416.
- (6) Cf. Lambert, pp. 149-151 ; 川下•一九八 一九九頁。
- (57)ここでのius utendiは、オッカムの解釈によると、「使用の権利」という意味ではなく、「単なる使用権」(オッカムの用語ではusus nudus)の意味で いては、後述第二章二(1)(2)参照。 ある。—OND(略記表参照), vol. 1, pp. 361-362 ; OND(英訳)(略記表参照), vol. 1, pp. 145-146. この「使用の権利」「単なる使用権」などの概念につ

(%) Cf. Lambert, pp. 152-153

- (ᢒ) なお、オッカムは教令の分析から十分費消財もこの教令の対象となっているといえるとしている (OND , cap. 32, 58.)。—OND, vol. 2, pp. 500-509, 548-553; OND (英訳), vol. 1, pp. 331-344, 399-406.
- (©) Cf. Lambert, p. 153.
- (3) BF, t. 3, pp. 501-502
- (3) Cf. Lambert, p. 170; Huber, Part 1, p. 177.
- (3) Cf. Lambert, pp. 171-174
- (64)参照、川下:二四七頁以下。
- (66) Cf. Huber, Part 1, p. 193 ; 川下二五六 二五七頁
- (6) Cf. Lambert, pp. 157-158

- (%) Cf. Lambert, pp. 194-195
- (8) BF, t. 5, pp. 65-68.
- (3) Cf. Lambert, p. 202
- (\varphi) BF, t. 5, pp. 80-86.
- (71) Cf. Lambert, pp. 212-214; 川下・一九九 二〇〇頁。
- (≈) Cf. Lambert, p. 146
- (沼)また、教皇庁が所有(権)を保持することによって、使用者であるフランシスコ会は、ものを使用することはできても、そのものを自由に売買し 何も世俗的利益を持たないとは言えないように思われる。 たり譲渡したりすることはできないことになる。つまり、教皇庁は会の行為を制約するという一定の潜在的権限を保持しているともいえるので、

(7) Cf. Lambert, pp. 240-241 ; 川下・二七〇頁。

- (5) Cf. Lambert, p. 238.

(은) Cf. Lambert, pp. 223-226.

- (\(\daggered{\tau}\)) BF, t. 5, pp. 128-130.
- (🕾) Cf. Lambert, pp. 226-230.
- (?) Cf. Lambert, p. 239 ; Huber, Part 1, p. 221 ; 川下・二七一 二七二頁。
- (S)BF, t. 5, pp. 224-225
- (≅) Cf. Lambert, pp. 243-244
- (⊗) Cf. Lambert, pp. 244-245 ; Mäkinen, p. 146
- (%) Cf. Lambert, p. 246 ; Mäkinen, pp. 146-147.
- (ゑ)BF, t. 5, in footnote, pp. 235-237
- (≲) Cf. Lambert, p. 247
- (%) Cf. Lambert, p. 248 ; Huber, Part 1, p. 225 ; 川下・二七四頁。
- (好)テクストは、以下のものに掲載されている。Fr. Bonagratia de Bergamo et eius Tractatus de Christi et apostolorum paupertate, ed. Livarius

Oliger, Archivum Franciscanum Historicum, 22(1929), pp. 292-335, 487-511; Appellatio in Nicolaus Minorita: Chronica: documentation on 174-190. Franciscan Institute Publications, 1996, pp. 89-117. Cf. Lambert, pp. 251-252; Tierney, Property (略記表参照), pp. 151-152; Mäkinen, pp. 147-149, Pope John XXII, Michael of Cesena and The Poverty of Christ with Summaries in English : A Source Book, ed. Gedeon Gâl and David Flood.

- (%) BF, t. 5, pp. 233-246.
- (ℜ) Cf. Lambert, p. 258.
- (S)BF, t. 5, pp. 256-259.
- (3) Cf. Lambert, pp. 258-260.
- (ℜ) Cf. Lambert, p. 263.
- (3) Cf. Huber, Part 1, p. 238 ; 川下:二七八頁。
- (3) BF, t. 5, pp. 408-449.
- (\$) Cf. Lambert, p. 263 ; Huber, Part 1, p. 241.
- (%) Cf. Lambert, p. 266.
- (97) Cf. Huber, Part 1, p. 244; 川下:二七九-二八一頁。

第二章 ウィリアム・オッカムの所有権論、権利論

一 オッカムの著作における『九〇日間の書』の位置づけ

されている。 の部分の 日間の書』、一三四二年に『教皇の権能についての八つの問題』、一三四〇年代前半に『専制権力についての簡潔な考察』、 との関係には注目する必要がある。一三二八年にアヴィニョンから逃亡したのちはミュンヘンに止まり、一三三三年に『九○ 集』などの神学・哲学に関する著書を書いている。なお、それらの中で展開されているノミナリズム(唯名論)と彼の権利論 になった。そして、オックスフォード大学で学び、『オルディナティオ』『レポルタティオ』『大論理学』『七巻本自由討論 一三四六あるいは一三四七年に『皇帝と教皇の権能について』、一三三四年までに『対話』の一部分、 ウィリアム・オッカムは、一二八五年頃にロンドン近郊のサリー州のオッカムに生まれ、若いうちにフランシスコ会会員 『対話』、などの政治的な論争書を書いている。清貧に関する議論も、一三二八年以降の政治を取り扱った著作でな 一三四七年までに残り

して、逐条的に反論を加えたもので、清貧に関する議論をもっとも詳細に行っているものである。その内容を見て行こう。 このなかで、一三三三年の 『九〇日間の書』 (Opus nonaginta dierum) は、ヨアンネス二二世の教令Quia vir reprobusに対

費消財について事実上の使用は可能であるか?―「使用」概念の分析-

(1)「事実上の使用」(usus facti)と「法的使用」(usus iuris)

この本の中で、オッカムは、ヨアンネス二二世の主張する「費消財について事実上の使用 (usus facti) および使用の権利

(ius utendi) を認めることはできない」という命題を主要な問題の一つとして検討している。

まず、彼は「使用」(usus)という語の用法の分析を行い、使用という言葉には四つの意味があるとする。それは、 ① 意

③何かに慣れること、④他人の所有物を損なわず

に使用する権利、というものである。このうち、①と③の意味はここでは関連性がない。

思によって何かが行われること、②なんらかの外的なものを利用する行為、

的なものを利用する行為を意味し、費消使用も含むものである。この用法は、 「事実上の使用」(usus facti)とは②の意味である。これは、住む行為、食べる行為、服を着る行為など、なんらかの外 法学提要の中にも使用例があるし (Instit. 2. 5

1)、ヨアンネス二二世自身も使用した例がある。また、この意味は法的権利の概念とは関係ないものである。

たり貸したりはできない。 nudus) ④は「法的使用」(usus iuris)を意味する。これには「用益権」(ususfructus)による使用と「単なる使用権」(usus による使用がある。 どちらも、他人の所有物を損なわず使用する権利であるが、単なる使用権の方は、第三者に売っ

(2)「法的使用」と「使用の権利」との区別―権利の定義―

利 使用に付加される形で他人の物を費消使用する場合の権利がある。(圏) に、自分の意思に反して奪われないものである。もしそれが奪われた場合は、奪った者を法廷に召喚できる」。そして、 「使用の権利」には、自分の所有物を使用する場合の権利、および他人の物を使用する「法的使用」の場合の権利の他、 また、 とは次のように定義される。 オッカムは右の 「法的使用」 「外的な物を使用する合法的な権能 (usus iuris) と「使用の権利」 (potestas licita) (ius utendi) とを区別する。彼によると、 であり、 自分の過失や合理的理由 「使用の権 法的 この なし

恵 招かれた者が法廷でそれを争うことはできない。 を食事に招いた場合、 の過失や合理的理由なしに、 は「恩恵」(gratia)ないし「取消できる許可」(この許可については後述(4))と区別される。「使用の権利」の場合、 ここで「使用の権利」 ないし 「取消できる許可」の授与者の恣意によってその恩恵ないし許可を奪われることがある。 招かれた者は合法的に食事をすることができる。 (ius utendi) は、 自分の意思に反して奪われないけれども、 「合法的」という点で窃盗などの不法な力と区別される。また、 しかし、招いた者が恣意的に食事の供与を中止しても、 「恩恵」ないし「取消できる許可」の場合は、 例えば金持ちが貧乏な者 「使用の権 自分 莉 恩

(3) 費消財の使用についての説明

い」という命題について以下のことが言える。 以上のことから、 ョアンネス二二世の主張する「費消財について事実上の使用および使用の権利を認めることはできな

費消財について法的使用は認められないけれども、使用の権利は一部認められる場合がある

的 物を損なう行為であるから、その定義からして当該命題が成り立つからである。 |使用についてはこの命題は肯定できる。というのは、法的使用とは他人の所有物を損なわずに使用する権利であり、 当該命題のうち、 「費消財について使用の権利を認めることはできない」という部分について、使用の権利のなかの、法 費消は

naturale) 、人定法 方、この部分の命題は全体としては承認できない。というのは、この命題は神の法(ius divinum)、自然法 (ius humanum) にそれぞれ矛盾するからである。 (ius

よいという記述がある。そうすると、神の法とこの命題は矛盾することになる。 申命記 (二三章二五-二六) には、神のユダヤ人に対する言葉として、隣人の葡萄園や麦畑で葡萄や麦の穂を摘んで食べても

utendi)をもつ(マタイ一二章三五)。そうであれば、この自然法とこの命題には矛盾があることになる。 自然法によると、人は緊急の必要があるときは、他人のものである費消財に対して「利用の権能」 (potestas

必要の場合を除くと、 がないならば、人はこの利用の権能を行使できる。ただし、人定法上の所有権が他人に属するなどの障碍がある場合、 えたものである。この利用の権能は所有権とはかかわりのないものである。例えば、無主物の使用の場合のように、もし障碍 この自然法上の利用の権能とは、後に述べるように (三(2)1)、神が人類にもっとも一般的な合法的利用権能として与 一般的な合法的利用権能を行使することはできない。 なお、この利用の権能とは、 後述するように、放 緊急の

もっとも、ヨアンネス二二世は、あくまで人定法レベルの議論をしているのであって、ここで神の法や自然法をもちだし

棄できない自然権

(法)

の一種である

西南学院大学法学論集

第四八巻

ルでも次のように議論している。

て当該命題を論駁しようとするのは正当でないという批判も成り立つようにも思われる。もちろん、オッカムは人定法のレベ

合があるといえる 物などを費消使用する権利をもつ場合がある。 する場合の権利が存在する。例えば、土地の単なる使用権を持っている場合、 用の権利」の一種として、法学提要にも記述があるように(Instit. 2. 5. 1)、法的使用に付加される形で他人の物を費消使用 の場合の権利がある。そして、自分の所有物に対する使用の権利によれば、 **使用の権利」には、すでにみたように、** 自分の所有物を使用する場合の権利、 つまり、 人定法のレベルでも、 費消財を費消する使用も認められる。また、 費消財を使用の権利によって正当に使用する場 それに付加される形で土地が生み出す野菜や果 および他人の物を使用する 「法的使用」 使

ところで、右の神の法と自然権 (法)の関係について、ここで必要な限りで触れておこう。 (E) (E)

法とは異なり裁判に訴えることはできない。また、自然権(法)は放棄することができないとされる。『』 オッカムによると、 自然権 (法) とは、 本性 (natura) に由来するもので、すべての人に共通なものである。 ただし、 実定

とする。 のこの許可は、 申命記での当該神の法とは、実定的権利をもたらすもので、法廷でも保護されうるものと考えられる。つまり、神 ただし、 許可されたものに対して、実定的権利を与えることになる。そして、オッカムは、当該許可は放棄可能である 神の法による権利を放棄した場合でも、自然権は放棄できないから、 右の自然法による使用の権利は残ると

② 費消財について事実上の使用はできる

「事実上の使用」が「法的使用」とは異なる意味であり、事実上の使用には費消財の使用も含まれることから、 次に、当該の命題のうち、「費消財について事実上の使用を認めることはできない」という部分は、すでに論じたように 当然否定され

(4)フランシスコ会による費消財使用の正当性の説明

る。

るから、 右で述べたようにョアンネス二二世の命題中「費消財について事実上の使用を認めることはできない」という部分は否定され の財につきいかなる法的権利ももっていないとする。つまり、 フランシスコ会は費消財につき、どのような使用をしているのか。 フランシスコ会による費消財の事実上の使用は不当ではないことになる。 会は費消財につき事実上の使用をしているにすぎない。そして オッカムは、フランシスコ会は、 費消財を含むすべて

「取り消しできる許可」によってフランシスコ会は費消財を使用しているという。許可による使用は合法的な行為であるけれ それでは、フランシスコ会はどのような形で事実上の使用をしているのか。これについて、 オッカムは、 授与者が任意に

法廷で主張できる権利ではない。

取消できる許可は、それらなしに奪われることがある。フランシスコ会が得ている許可はこの「取消できる許可」である『 さらにオッカムはこの事実上の使用を別の観点からも正当化する。それは自然権(法)による正当化である。彼によると、 許可」には授与者によって取消できるものと取消できないものがある。 取消できる許可は権利を被許可者にあたえることはない。 権利は理由や過失なしに奪われることはないけれども、 取り消せない許可は、 権利を被許可者に与える

三月

自然権 することはできない。 されれば自然権 (法)は、人定法や人間の意思などによって多くの場合制限されている。もっとも、それらの制限しているものが解除 (法) を行使することができる。他人の所有物の使用についてみると、通常、 しかし、 所有者の許可によって、 自然権 (法) (後述三(2)1の創世記の利用の権能) 非所有者は所有者のものを使用 が解除されその自

(法

のよって正当にものを使用できることになる。

オッカムは、人定法以外の観点からも正当性があることを主張したように思われる。 よって時効取得することが法律的には正当であっても、キリスト教の道徳では不当であるといった場合が考えられることから、 を持ち出さなくても、 オッカムは、フランシスコ会がこのような形でものを使用しているとする。もっとも、 「許可」によって使用行為は人定法上許容されるように思われる。 ただ、おそらく、 オッカムのようにこの自然権 悪意のある占有に (法

持する意図をもつ寄付者、教皇庁、 なお、 フランシスコ会が使用するものを誰が所有し、 あるいは信徒団体全体など、 誰が使用の許可を与えているのかという点については、 ということになる。 所有権を保

三 所有権の意味と所有権の発生

キリストも使徒たちも財を一切所有していなかったというフランシスコ会の主張と真っ向から対立するものであった。オッカ ョアンネス二二世は、 その教令の中で、 アダムとエバも、キリストも使徒たちも財を所有していたと主張した。これは、

ムは、

『九〇日間の書』において、この問題についても検討を加えている。

(1) 「支配権」と「所有権」の意味

何 せる力を意味する。③一般の言説では、支配とは正当な方法で何かを統制する力を意味する。④法学の見地では、支配とは 哲学の見地では、支配とは自分の行為をコントロールする力を意味する。②自然哲学の見地では、支配とは他のものを変化さ かの世俗的なものについて要求をし、それを守り、保持し、コントロールする特定の権能 彼は「支配 (権) (dominium) の意味について分析を加える。 彼は支配 権) を四つの用法に区別する。 (potestas) を意味する。

らに、この人定法による支配権には、広義の支配権と、 者の人間による支配 (権) である ④に関して、神による支配 (権) と人間による支配 (後述(2)1)。もう一つは、人定法あるいは人間の作った制度により、 (権) には二種類がある。一つは、自然法あるいは神の法により、無原罪の状態において人間に属してい 狭義の支配権がある。 (権) があるが、前者はここでは取り上げる必要がない。 人間に属する支配権である。 さ 後

するためのものである。 17 それと異なる権利から区別するためと、代理人の権能から区別するためのものである。 的(principalis)な人間の権能(potestas)のこと」である。「源泉的」という表現は支配権を用益権や単なる使用権などの は原初の神の法による支配 「裁判所で(in humano iudicio) 権) からの区別のためである。 何らかの世俗のものについて要求し (vindico) たり守ったりする源泉 「要求」という表現は支配権を恩恵や許可による使用から区別 「裁判所で」という限定は自然法ある

これに対して、狭義の支配権とは、 「裁判所で世俗のものについて要求する源泉的な人間の権限で、 自然法によって禁止

西南学院大学法学論集

第四八巻

第三・四合併号(二〇一六年

三月

ているわけではない⁽³⁸⁾ いについてさまざまな制約があるので(勝手に売却できないものなどがある)広義の支配権を持っていても、 されていない限りでどのようにでもそのものを扱う源泉的な人間の権能のこと」である。例えば、聖職者は、教会のものの扱 狭義の支配権をもっ

そして、法学においては、 「所有権」 (proprietas) とは、通常、 ものの支配権のことであり、 支配権と同じ意味になる。

(2) 所有権の発生に関する聖書の解釈

に、法学的な観点からも興味深いものが含まれているので、議論の内容をみていくことにしたい ここでの議論は、 信仰の問題と密接に結びついているので、純粋に法的な議論ではもちろんない。 しかし、 その議論の中

財を所有する必要があるという理由を想定する。 れ個人が所有するようになったとする。その根拠のひとつにつき、 ヨアンネス二二世は、アダムとエバは無原罪の時点においても財を共有していたと主張する。 オッカムは、財を正当に分割するためにはその分割される そして原罪後、 財は分割さ

1 原罪前の状態―アダムとエバの二種の権能―

かった。神はすべての生き物に人間への恐れを植え付けたのである。 抵抗をされることなく、 エバに与えた「支配の権能」 これに対し、 オッカムは次のように論ずる。シラ書 世俗のものを合理的に統御する権能である。 (dominium) とは、 現在あるような所有権とは異なるものである。それは、 (一七章一-四) ゆえに被支配物は人間に暴力や害を与えることができな および創世記(一章二八)に記述がある、 被支配物に暴力的 神がアダムと

6 1 間は神から与えられた。これは他の生き物にも与えられた。ものの利用に関するこの権能は統御する意味の支配の権能ではな この「支配の権能」に加えて、創世記(一章二九三〇)に記された、一定のものの「利用の権能」 食べる権能は動物にも与えられていることからも明らかなように統御する権能ではないからである。 (potestas utendi) を人 また、 原

罪後、 統御する「支配の権能」が失われても、この 「利用の権能」は存続した。

っていた。そうするとアダムはもともと排他的な所有権を持っていなかったといえる。 権を奪われることはないはずであるけれども、そのような過失は認められない。 ような行為をしていない。また、もしアダムが排他的所有権をもっているなら、 排他的所有権を移転するためには、 ていなかった。これに対してヨアンネス二二世は、アダムはエバが創造される前に排他的所有権を持っていたとする。 原罪の前、 アダムとエバが持っていたのは以上のような「支配の権能」と「利用の権能」であり、 契約や売買などのなんらかの移転行為が必要であるけれども、 一方、 アダムは過失なしに自分の意思に反して所有 エバはアダムと同様な支配の権能をも アダムはエバに対してその 排他的な所有権は持つ しかし、

2 原罪後の状態―私有化する権能の新たな獲得―

appropriandi) る権能が共有ということで説明されないのと同様である。それに、もし私有化の対象物が共有物なら共同体の同意が必要なは される対象物が共有物だったということではない。それは、 アダムとエバは原罪の後、 また、 をもつようになった。 この私有化の権能は無原罪のときはなかった。アダムとエバは、自然本性が汚れることによってこの私有 世俗のものを合理的に統御する権能は失った。しかし、ものを「私有化する権能」(potestas なぜなら誰のものでもないものは誰でも取ることを許されるからである。これは私有化 現在でも、空、 陸、 海の誰のものでもないものを獲得し私有化す

(dictamen rationis naturalis)

化の権能をもった。 なぜなら、 から導かれるからである。 私有化の権能をもつことが罪を犯しうる人間にとって役に立つことは「自然の理性の指示」

や管理の軽視を緩和するためである。 のものを持つ過度の欲望を抑制し、一般に共通のものは悪人に軽視されるという事実から、私有化により、 そうすると、世俗のものが共通のものであることを止め、私有されることは有用で当を得たことだった。それは、 なぜ私有化が役に立つのか。 原罪ののち、 不当な方法で世俗のものを所有し利用する強欲や欲望が人間の間 世俗のものの処理 に増殖した。 悪人が世俗

次のように論じ、この「私有化する権能」は神によって与えられたとする。 じていたけれども、 オッカムは『九〇日間の書』においては、この「私有化する権能」 後の 『専制権力についての簡潔な考察』(Breviloquium de principatu tyrannico)において、オッカムは、 は自然の理性の指示からもたらされると論

与えたのである。 生きるためだけでなく、 同じような力を彼らに帯びさせ、御自分に似せて彼らを造られた』。 から造られ、再び、土に返される。主は、彼らに一定の寿命を与え、地上のものを治める権能を授けられた。主は、 世俗のものを私有化する権能については、 よりよく生きるために、 少なくとも隠喩的に、 必要、 便利、 有益、 シラ書 つまり、 あるいは有用のものと思う地上のものを処理する権能を (一七章一 - 三) 神は、人間とその子孫に、正しい理性が、単に に書いてある。 「主は、 御自分と 人間を土

で愚かであるから。この点、アリストテレスは、共有物は、大多数の人によって、各人の所有物より配慮されないとみた。 世俗のものを私有化する権能はよりよく生きるために必要で有用と考えられる。 なぜなら、 原罪後、 人間は怠慢 し

られたとするのである。 たがって、通常、ものの私有の方が共有よりよいことになる。以上のようなことから、私有化の権能は神によって人間に与え(🕾)

右の「自然の理性の指示」 (自然法との関係が問題となる) と神の法 (神の法といっても、ここでは隠喩的なものにすぎないが) の関

係については別の機会に論じたい。

3 排他的所有権の成立

によると考えられる。 である。 原罪 がの後、 この二人はそれぞれ所有をしていた(創世記四章二-五)。 最初の排他的な所有は人間の決定によって確立した。 しかし、 聖書における最初の所有の分割は、 神の命令はなかったので、この分割は人間の意思 カインとアベルの間

からである。 (墨) いうのは、アダムとエバの間には愛と協調があったと想定されるので、所有の観点からものを分割する理由がないと思われる アダムとエバの間では、 ところで、アダムとエバは原罪ののち私有化する権能をもっていた。しかし、カインとアベルによる分割にいたるまでは、 使用の観点からものの区別はあったかもしれないが、 排他的な所有はなかったとたぶん思われる。と

御の意味での「支配の権能」をもっていた。この権能は原罪後失われた。 以上のように、 オッカムは所有権発生の観点から時代を三区分した。 第一期は、 第 一期は、 原罪前である。アダムとエバは合理的統 原罪後からものの分割の前までである。

人間はものを私有化し分割する権能をもった。第三期は、 ものの分割後である。ここから排他的所有が始まった。

(3) キリストと使徒たちは何も所有していなかった

現代の法学の観点から見ると、キリストや使徒たちが財を所有していたかどうかを詮索することはそれほど意味があるとは思 ョアンネス二二世は、キリストも使徒たちも財を所有していたと主張した。キリスト教学の観点からは別かもしれないが、

われない。しかし、参考までに、このヨアンネス二二世の主張に対するオッカムの反論を簡単にみておこう。

1 キリストの無所有

オッカムは、 八章九、 詩編三九章一八、哀歌三章一といった聖書の記述、教令Exiit qui seminat及び、その他の権威ある著作を引く。 キリストが所有していなかったことを論証するために、マタイ八章二〇、ゼカリア書九章九、 コリント

そして、彼は、これらのテクストからキリストが所有していなかったことが明らかであるとする。(※)

2 使徒たちの無所有

オッカムは、この問題につき次のように論ずる。

キリストは、 説教で、使徒たちに過分なものをもつことを禁止した(マタイ六章一九)。そして、所有しなくても生きてい

けるのであるから、所有は過分であることになるので、所有は禁止される。

キリストは、 使徒たちに他の弟子より完全なルールを与えた。キリストは、 暗黙的にある弟子に家財の所有を禁じたこと

から(マタイ八章二一-二三)、使徒たちは所有を禁じられたと考えられる。

キリストは使徒たちに他の者よりも完全な状態を要求した(マタイ五章一四)。キリストが他の者に所有の放棄を要求して

いることから(マタイ一九章二一)、使徒たちにも所有の放棄を要求していたと判断できる。

聖書の記述から(マタイ四章二〇)、使徒であるペテロとアンデレはすべてを捨てたと考えられる。他の使徒たちも、 同じ

地位にあったのであるから、やはりすべてを捨てたと考えられ、すべての所有権をもたなかったと判断できる® オッカムは、 右にあげた理由などから、使徒たちが所有権をもっていなかったことを論証したのである。

(98) OND ; OND (英訳)

- (9) OND, vol. 1, p. 300; OND (英訳), vol. 1, p. 58.
- (鱼) OND, vol. 1, pp. 300-301; OND (英訳), vol. 1, pp. 58-59.
- (回)OND, vol. 1, pp. 301-302; OND (英訳), vol. 1, p. 60.
- (⑫)OND, vol. 1, pp. 302-303; OND (英訳), vol. 1, pp. 61-62.
- (回)OND, vol. 1, pp. 322-323; OND (英訳), vol. 1, pp. 90-91.
- (他)OND, vol. 1, p. 302; OND (英訳), vol. 1, p. 61.
- (億)OND, vol. 1, pp. 315-316; OND(英訳), vol. 1, p. 81(億)OND, vol. 1, p. 320; OND(英訳), vol. 1, p. 87.
- 〈⑪) OND, vol. 1, pp. 320-321 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 88-89. なお、オッカムはこの申命記の場合、 解釈していたと考えられる。—OND, vol. 2, pp. 524 ; OND(英訳), vol. 1, p. 365

食べてよいのは「必要があるとき」のみと限定して

- (四) OND, vol. 1, pp. 321-322, 559; OND(英訳), vol. 1, pp. 89-90, 415.
- (⑪) OND, vol. 1, pp. 333-335 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 105-107.
- (回)OND, vol. 1, p. 314; OND (英訳), vol. 1, p. 79.
- (山) OND, vol. 1, pp. 322-323 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 90-91
- (12)オッカムはiusという語を明らかに権利という意味で使う場合と法という意味で使う場合がある。また、両方の意味を持つ場合もある。—Cf. OND

西南学院大学法学論集

第四八巻

(II) オッカムは、「法廷の権利」(ius fori)と「天の権利」(ius poli)という区別を立てる。「法廷の権利」(ius fori)とは、契約、 得るべきということは信仰条項からくる正しい理性に調和するが、純粋な自然の議論からは証明できない。—OND, vol. 2, pp. 574-575, 578 ; OND 理性に調和しないが、神によって啓示されたことからくる正しい理性に調和するからである。例えば、伝道する人は伝道対象者から生活の糧を ①純粋な自然の正しい理性に調和するもの。これは自然権と時々呼ばれる。なぜならすべての自然権は天の権利に属するからである。②神によ って啓示されたことからくる正しい理性に調和するもの。これは時々神による権利と呼ばれる。なぜなら、多くのことが、純粋な自然の正しい の権利」(ius poli)とは、正しい理性に調和する自然の衡平のことである。この権利は、法廷で保護されるものではない。天の権利には二種ある. 命令による実定的権利のことである。 したがって、 この権利は法廷で保護される。—OND, vol. 2, pp. 573-574 ; OND (英訳) , vol. 1, pp. 436-437. 「天 (英訳), vol. 1, pp. 438, 444 あるいは人間や明確な神

(刊)OND, vol. 2, p. 559 ; OND(英訳), vol. 1, p. 415

(⑴OND, vol. 1, p. 321 ; OND(英訳), vol. 1, p. 89

(11)ここで、当該神の法は「法廷の権利」(ius fori)の一種として想定されていると思われる。

(亞)OND, vol. 1, p. 321 ; OND(英訳), vol. 1, p. 89

(18)OND, vol. 1, p. 310 ; OND(英訳), vol. 1, p. 73

(印) OND, vol. 2, pp. 560-562 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 417-420

(20) OND, vol. 2, pp. 577-579 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 442-444

(②)Cf. Tierney, Languages(略記表参照), p. 125

(⑫) Cf. OND, vol. 1, pp. 331-332 ; OND(英訳), vol. 1, p. 103

(绍)OND, vol. 1, p. 305 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 65-66

(迢)OND, vol. 1, p. 306 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 66-67

(逕)OND, vol. 1, p. 306 ; OND(英訳), vol. 1, p. 67

(26) OND, vol. 1, p. 308; OND (英訳), vol. 1, p. 70

(迢)OND, vol. 1, p. 309 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 71-72.

- (28) OND, vol. 2, p. 430; OND (英訳), vol. 1, p. 232
- (29) OND, vol. 2, pp. 434-435; OND (英訳), vol. 1, p. 238
- (3)) これによると人間や動物は植物を食べることができる。ただし、善悪を知る木は除かれている(創世記二章一六-一七)。なお、 (③)OND, vol. 2, p. 432 ; OND(英訳), vol. 1, pp. 234-235 認められている(創世記九章三)。 洪水後は肉食も
- (32)OND, vol. 2, pp. 432-433; OND (英訳), vol. 1, pp. 235-236
- (33) OND, vol. 2, pp. 486-488; OND (英訳), vol. 1, pp. 311-314.
- (⑷)OND, vol. 2, p. 436 ; OND(英訳), vol. 1, p. 240. ここで、 になくなったわけではないとする。これは創世記九章二にそのような記述があるためである。しかし、その権能は大いに減少し弱められている ので、支配の権能とはもはや呼べないといっている。 創世記三章一八が引用されている。ただし、オッカムはこの統御する支配の権能が完全
- (語)OND, vol. 2, p. 435; OND (英訳), vol. 1, pp. 238-239.
- (3) Brev. vol. 4, pp. 179-180 ; Brev. (英訳) p. 89 ; Brev. (仏訳) pp. 208-209 (略記表参照)
- (37) 『聖書 新共同訳―旧約聖書続編つき』 (日本聖書協会、一九八七年) による。
- (部) 参照、アリストテレス、牛田徳子訳『政治学』(京都大学学術出版会、二○○一年) 二巻一章 五章、 四八 - 六五頁
- (3) Brev. vol. 4, p. 179; Brev. (英訳), p. 90; Brev. (仏訳), pp. 207-208
- (至) Tierney, Property, p. 164
- (41)OND, vol. 2, p. 656 ; OND(英訳), vol. 2, p. 554
- (望)「たぶん」というのは、完全には証明できないからである。—OND, val. 2, p. 660 ; OND(英訳), val. 2, p. 560
- ④) OND, vol. 2, pp. 656-657 ; OND(英訳), vol. 2, p. 555.もっとも、ヨアンネス二二世は、所有は無原罪の時もそれ以降も人間の法ではなく、神の法 ムについて「お前のパン」という記述があることと(創世記三章一九) 、神はアダムとエバに皮の衣を与えたという記述があることから(創世記三 で導入されたと主張し、アダムとエバの間にすでに個別の所有権があったとする。それは創世記において、カインとアベルの出現以前に、アダ
- 章二一)、神によって所有の区別がもたらされたとも思われるからである。—OND, vol. 2, pp. 655-656 ; OND(英訳) , vol. 2, pp. 553-555 もっとも、もしアダムとエバの間に所有の区別があるとしたら、それは人間の意思による。それは次のような理由からそういえる。

- その区別所有は神の意思ではない。そうするとその区別所有は人間の意思によると考えられる。—OND, vol. 2, p. 657 ; OND(英訳), vol. 2, p. 555 ちじくの腰帯を身につけた時の記述から(創世記三章七) 、いちじくの腰帯が区別所有されていると仮定する。一方、 神の命令がないことから、
- (44)OND, vol. 2, p. 439 ; OND(英訳), vol. 1, p. 244.
- (4) OND, vol. 2, pp. 670-672, 737- ; OND(英訳), vol. 2, pp. 575-578, 670-

(⑷) ラテン語のウルガタ版聖書の章立てによる。新共同訳では四○章一八である。

- (46)ラテン語のウルガタ版聖書のラテン語では貧しい (pauper)とあるが、新共同訳では「高ぶることなく」と訳されている。
- (셈) ラテン語のウルガタ版聖書のラテン語では貧しい (paupertas) とあるが、新共同訳では「苦しみ」と訳されている
- (4) OND, vol. 2, pp. 690-694 ; OND(英訳), vol. 2, pp. 604-609.
- (⑸)OND, vol. 2, pp. 739-741 ; OND(英訳), vol. 2, pp. 674-676.
- (⑤) 本文で挙げた理由以外のものを含め、OND, vol. 2, pp. 774-779 ; OND(英訳), vol. 2, pp. 726-732参照

第三章(ウィリアム・オッカムの所有権論、権利論の意義)

一 オッカムは「権利」の概念を創設したのか

(1) オッカムによる「権利」の定義

あり、 法廷に召喚できる」。また、支配権 彼は、以上で見たように、使用の権利を次のように定義している。「外的な物を使用する合法的な権能(potestas licita)で 自分の過失や合理的理由なしに、自分の意思に反して奪われないものである。もしそれが奪われた場合は、奪った者を (所有権)を次のように定義している。「裁判所で何らかの世俗のものについて要求した

り守ったりする源泉的な人間の権能(potestas)のこと」。

なるだろう。 そうすると、オッカムの考える権利(jus)とは、「法廷で一定の事柄を要求できる、人間の合法的な権能」ということに

なお、この権利の定義の中には、 「権能」(potestas)という要素のほかに、「法廷」で「要求」できるという要素が含ま

2) オッカムの権利論の革新性

西南学院大学法学論集

第四八巻

第三‧四合併号 (二〇一六年 三月)

れていることに注目すべきであろう。

これに対して、 オッカム以前は、基本的に、 ラテン語のjus (現在では、「正」、「法」、「権利」などと訳される) とはオッカム

とに関して、二つの主張をしている。 の指摘を行ったのは、 カムがjusという語を主観的「権利」の意味で使った最初の哲学者であり、 の言うような人に属する合法的権能という意味ではなかったという指摘がある。つまり、本稿の冒頭でも触れたように、 フランスの法哲学者ミシェル・ヴィレイ(Michel Villey -九-四--九八八年)である。ヴィレイはこのこ 「革新」をなした人物であるというのである。こ

- 古典的なローマ法ではjusとは、各人の持ち分や各人の地位などの、「各人のもの」のことを意味し、個人に帰属する
- 2 権能という意味はなかった。 オッカムがjusという語を主観的「権利」の意味で使った最初の哲学者であり革新者である。

彼は、この二つのことを以下のように論証する。

なく、 的 恒常的で永続的な意思である』という定義を採用している。つまり、正(jus)とは正義の目的で、正しい状態のことであり、 法学でも、 において、 「集団内において、 な事柄も含む一般的正義と、 ①の主張に関して。古典的な法学は、関係性から出発する。アリストテレス(Aristoteles 外的な財であるから、法学の対象は、特殊的正義である。そして、特殊的正義 『外的な財』を過不足なく取るという徳」であるとする。また、正 (dikaion=jus) とは、特殊的正義の目的であり、 例えば、 ウルピアヌス(Ulpianus 一七○頃 - 二二八年)は、 各人が各人のものをもっていること」である。このアリストテレスの考え方を引き継いで、 そのなかで「外的な財」にかかわる特殊的正義を区別する。 「正義(justitia)とは、各人に各人のもの (dikaiosunê= justitia) 法学が扱うのは内面の道徳では 前三八四 - 前三二三年)は、 とは、 古典的 (jus) 「集団内 ローマ 道徳

人間間の、

正当な関係性である。

また、jusのより狭い語義では、jusが「各人のもの」、すなわち、正義によって獲得される持分という意味となる。そして

それは、 個人が受け取る地位 (statut) を示す場合と、個人の持分であるもの (part) を示す場合がある。

を「より高く建てない権能」とは訳せない。つまり、jusを単なる権利と解することはできず、不利益や義務を含むものと解 この各人のものであるjusは、 の、jus altius tollendiという表現を「より高く建てる権能」と訳すことができようが、jus… non extollendiという表現 利益のほかに、不利益や義務を含むものである。例えば、ガイウス (Gaius 二世紀ごろ) (Dig.

の主観的な権能という意味はない。jusとは客観的なものである。 古典的な意味 (狭義) でのjusとは、 「各人のもの」のことである。それは、配分の対象となる外的な財であり、 個人

能で、 が結合されているといえる。 主体の権能 は、しばしば、個人の資格、権能、行動の権力、権限として捉えられる」と言っている。ここでは、主観的権利の特質とは 格(qualitas moralis personae) ြであると定義し、ビュルラマキ(Jean-Jacques Burlamaqui 一六九四-一七四八年)は、 (Hugo Grotius 一五八三-一六四五年) は、 これに対して、jusについて、近世以降では現代のわれわれに馴染みのとらえ方がされている。 その権能は所有者に与えられ、法的にサンクションされる。ここにおいて、 (potestas) に法的なお墨付きを与えるということである。例えば、 「権利 (jus) とは、何かを正当に保有しあるいは行うための人格に属する観念上の資 所有権とは、 権利 (jus) そのものを使用し享有し扱う権 と権能(potestas)という概念 例えば、グロティウス 「権利と

近世以降の法学では、 権利とは主体にかかわるものである。権利とは、主体の資格、 権能、 権限であり、主観的なものであ

る。 この権能は、 最初は無制限なもので、他の人間の権能と競合して初めて限界がでてくるという特性を持つ。

権利が取り込まれるには、 り 権利といった権利のリストが作られた。ここでは権能という意味がjusと混同されている。 権力の分裂を背景に、 えてしまうということがありうるからである。 しれない。 ②の主張に関して。 アカデミックな場ではjusに主観的権利という意味をもたせるような用法はされていなかった。 古典的なローマ法はほとんど忘れられた。一方、キリスト教は個人の価値を上昇させた。また、 というのは、 各人は各人の利益を主張する傾向が生じた。そこでは、 ローマ時代にも、 新たな哲学が必要であり、 般人は、 そのエゴイズムから、 一般人の用法や文学においてjusという言葉が主観的「権利」の意味で使われたかも もっとも、 それがオッカム哲学であった。 法学の専門家はjusをそのようには捉えていなかった。中世にお jusと権能 (potestas) 教皇に対する皇帝の権利、 を混同し、 しかし、 jusを権能の行使の出 法学のシステムに主観的 それは俗世 ローマ帝国の崩壊と諸 臣民に対する国王の 間 の用法であ

葉に主観的権利という意味が混入される根本的な要因はこのあたりにあると思われる。 なかったけれども、 に何か要求することはできたわけである。つまり、本来のjusという言葉は、他者への要求権や請求権という意味を持ってい つ傾向が生じるのだろうか。jusにもともと権利という意味がなかったとしても、jusを持っている人は、 このような状況が、jusに主観的な意味をもたらした要因である。 そもそも、 jusに基づいて行うという。 要求や請求自体は当然行われていたはずである。 「各人のもの」を示すはずのjusという言葉が、右でも触れたが、 そして、そのとき、その訴訟の根拠となるjusという語は、 実際、 おそらく、 ヴィレイも次のように述べている。 本来客観的な持ち分を示すjusという言 なぜ主観的権利という意味をも持 客観的とも主観的とも それに応じて、 人が、 訴訟を

というのである。これにつき彼は次のように論じている。 学者がオッカムのいうような権利の意味で、jusという言葉を使っているのであって、オッカムが革新者であるとは ティアニー(Brian Tierney 一九二二年 -)は次のように論じる。彼によると、アカデミックな場でも、 以上のヴィレイの見解②に対しては、かなり強力な異議が唱えられている。その批判論の中心的な存在である オッカム以前 いえな に他の法

ストではなかったことに注意するべきである。 Natalis ||二五○または六○ - ||三||三年)は、オッカムが清貧論争に参加する約||○年前に、jusを次のように論じていた。 オッカムがナターリスの著作を参照していた可能性は相当高い。そして、 有権は、 有者の譲与により、 例えば、清貧論争では、フランシスコ会と対立する立場だったドミニコ会会士のヘルヴェウス・ナターリス(Hervaeus 権利 どれも権能 ' (jus) が権能(potestas)であるとされている点が、 人は使用の合法的な権能をもつ。これをわれわれは権利 (potestas)を含む」。「言われているように、 オッカムの権利の定義と近似していることは明白であるし、 権利(jus)は、使用の合法的権能 彼はトミストであって、オッカムのようなノミナリ (jus) と呼ぶ」。 「支配権、 (potestas) である」。 権利 、 所 所

な人間の行為、 一三二四年に完成した つの意味において、 他にも、当時反教権主義を唱えていた、パドヴァのマルシリウス(Marsilius 一二七五または八〇 - 一三四二または四三年) 権能 彼はjusの主観的権利の意味において、 (potestas) 、または習慣である」。このように彼は、jusの意味を客観的な法律と主観的権利に区別した jusとは法律のことである」。 『平和の擁護論』 (Defensor Pacis)において、jusにつき、すでに次のように記述している。 「二番目に、jusとは、第一の意味のjusに適合している、 権利は、人の権能であるという考えを示しているのである。 すべての意思的 は、

西南学院大学法学論集

第四八巻

qui seminatにおいて、取り消しうる許可という発想がすでに示されているけれども、この取り消しうる許可による使用という を が主観的権利の意味で使われていたと指摘している。実際、先に論じたオッカム登場以前の清貧論争において、jusという語 また、ティアニーは、一二世紀以降のカノニストの論述や、オッカム登場以前の清貧論争において、すでにjusという言葉 「権利」の意味で使用していると取った方が合理的と思われる例があり、 オッカム的な権利との区別を前提としているように思われる。 本稿でもそのように訳している。 特に、

した重要な人物であるということはいえるだろう。 できるものだということを明確にしている点には着目すべきであろう。また、彼が少なくとも主観的権利理論を近代に橋渡し であるということは必ずしも言えないようである。もっとも、 このように見ていくと、オッカムがjusという言葉を権利の意味で使った最初の人物であるとか、 彼が、権利は権能である、 と単に言うに止まらず、法廷で要求 権利概念を創造した人物

説得的なもののように思われる。 方で、 古典期のローマ法において、jusが「各人のもの」という客観的なものであったというヴィレイの主張①は、 相当

(3) オッカムの法理論の革新性

それでは、 オッ カムの法理論には、 ヴィレイのいうような革新の意味はないのだろうか。

確かに、 権利概念だけに注目するなら、 オッカムが革新者であるとは言えないかもしれない。しかし、 「ノミナリズム」

権利 「法実証主義」という三つがセットになりシステム化されたところにオッカムの革新性があるのではないかという見

方も可能であろう

か存在しない。 このうち、オッカムのノミナリズムとは如何なるものであるのか。ノミナリズムの見方によると、世界には個別のものし 人間といった普遍的なものは記号にすぎない。この記号は個別のものの類似性や関係を示すものである。 例えば、 具体的なこの人とかあの人というものは存在するけれども、 人間一般というものは存在しないのであ

体を規制する形相因によって自然的な秩序が生じ、そこから、 これに対して、アリストテレスやトマスは、個体の存在の他に、人間、動物といったものを第二の実体としてみとめた。 例えば人間には共通の本性 (形相) が存在するという考えに基づく。そうすると、世界は無秩序なものではなく、個 古典的な自然法も引き出される。

ナリズムは ノミナリズムでなくとも論理的には採用可能ではあるけれども、ノミナリズムが権利のアイディアに結びつきやすいとはいえ ノミナリズムは、 個体しか認めないので、各人が個別に「権利」をもつという考え方に親和的であるといえる。 個別のものしか認めないので、古典的な自然法というものを承認するのは困難である。一方、このノミ 「権利」の考えは、

の権利の内容と限界を定めることになる。 思か個人の意思から発生するしかないことになる。彼によると、人民が同意した権力者が法を作ることになり、 ミナリズムから、 それでは、彼の法実証主義とは如何なるものであるのか。ごく簡単に説明すると次のようなものとなる。彼の採用するノ 古典的自然法の考えは否定される。そして、実在するものは個体しかないのであるから、 法も結局 権力者が各人 神の意

オッカムの思考の中で、「ノミナリズム」「権利」「法実証主義」は緊密に結びついていると思われる。

0) こうという意識が薄らいでいるのではないかとも思われる。また、立法者も、 ことも否めない。ここにヴィレイがいうようなノミナリズムに法学が暗黙的に支配されている可能性があるといえよう。さら 利益集団に都合のよい法律を一方的に制定するという事態がしばしば発生しているものと思われる。このように、現代の法学 はあるけれども、 社会の中にある自然的、 中心であるという個人主義的、 いう概念が近現代の法理論の中心的概念であることは言うまでもない。また、個人こそが、権利の主体であり利益を帰される なかにオッ 現代の法学者は、 翻って近現代の法理論ないし法律家の明示的・暗黙的な思考パターンについて観察するとどうか。主観的 オッカムによって革新されたシステムが相当浸透していることは事実であろう。 カム的な三要素をかなり見出すことができるように思われる。 ともすれば、 通常、 慣習的秩序とか、人間間の関係性から法学の議論をスタートさせようとする意識が希薄であるという 制定法を主要な法源として扱う。もちろん法解釈の実践の中で、 権力者の作った制定法を無批判に受け入れ、その制定法を他の法源・正義によって制約してい あるいは利己的な思想が法学の世界を広く支配しているということもまた事実であろう。 もし、 社会的な正義を顧慮せず、 オッカム的システム化を革新と呼ぶならば、 その他の法源が参照されること 自らあるいは 「権利」と 一部の 一方、

オッカムの原罪前と原罪後の区別

現代法学に、

オッカムは、 原罪前の世界と原罪後の世界とを区別 (所有に関しては正確には三段階の区別) して、議論を行っている。 このよ

は、 あるし、 例えば、 自然法学の議論の仕方に影響を与えている可能性を考えることも興味深い』 うに、原始状態というものを想定し、それに訴える議論の仕方というものは、西洋では伝統的に広く行われている方法である。 ットがあると思われる。このように見てみると、オッカムのような原罪前の世界とそれ以降の区別という手法が、近世・近代 原始状態では、 現代でも、 近世・近代自然法学では、自然状態と社会契約後の世界を区別して議論しているものが多くあることは周知のことで 人間は純粋な存在であり、本来の本性が発動されると想定できるという点で、議論の構成上何らかのメリ 例えばロールズ (John Rawls 一九二一-二〇〇二年)などが似たような手法をとっている。このような方法

三 私有の必要性・正当性について

れていた。 題である。 オッカムが論じた私有化の必要性・正当性という論点は、 なぜ、 排他的な私有が必要なのか、どのように私有が正当化されるのか、という問題は、 オッカム以前でも、 あるいは現代でも議論される価値のある問 オッカム以前から議論さ

に扱われていた。 口 ーマ法学では、 原始取得の正当性や、 私的所有が自然的に存在するのか人間の合意によってあるのかという問題がすで

て相当論争された。 ノン法学では、 特に、グラティアヌス法令集の中の、Que iure(Dist. 8 c.1)と称されるテクストとDilectissimis 私的所有の問題が、一一四〇年頃編集されたグラティアヌス法令集(Decretum Gratiani) の解釈を巡っ (C. 12 q.

西南学院大学法学論集

第四八巻

第三‧四合併号 (二〇一六年 三月)

なった、 用するもので、すべてのものの使用は共同であるべきであるけれども、不正によって、人はこれを自分のものだというように 四三〇年)の言葉を引用するもので、所有が人定法によって成立したことを示唆している。 2)と称されるテクストという二つのテクストが問題となった。 という趣旨のことを述べている。 前者はアウグスティヌス(Aurelius Augustinus 三五四 後者は、偽イシドルスの言葉を引

態では、 るいは彼の考えに近いカノン法学者などの学説がオッカムに相当影響を与えたものと推認される。 適切に決定する。 は自然法 している。 味ではなく、 有について次のように述べている。Dilectissimisのなかの、 特に、この法令集の注解をしたことで広い影響を与えたといわれるウグッチョ 理性は共同所有を認めるであろうけれども、原罪後の罪深い人間性の状況の下では、 (理性) 原始取得に関しては、 原罪による人間本性の腐敗という「不正」によって所有という制度が必要なったという意味である。 によって存在しうるが、 オッカムの所有権論が、以上のウグッチョの議論と近似していることは明らかである。(エ) 誰にも属さないものは、占有者に与えられると理性は指示しているのである。そして、 人定法のみがその所有に関する、 「不正」という言葉は、原始取得が不正そのものであるという意 購入、 (Huguccio一二世紀前半‐一二一○年) 交換、 相続、 理性は個人私有を必要なものと 時効取得などの様々な方式を ウグッチョの学説あ 無原罪 は、所 が状

論 がオッ カム フランシスコ会の清貧論争の過程においての、 の議 論に何らかの作用を及ぼしていることは当然であった思われる。 すでに触れたボナグラティアやヨアンネス二二世の所有に関する議

論に影響を与えたことは明らかである。例えば、グロティウスは、教令Exiit qui seminatを参照し、人類の初期 特に近世以降、 所有権論が中心的な問題の一つになったとき、オッカムを含めた中世の清貧論争が近世・近代の議 (原罪の前) 15

り大きな利益を得るためには共有より個別所有の方が優れていることなどを論じている。『『『『 共通のものだったが、 と主張した。 使用)とみていた、と論じている。 おいては、支配(dominium)とは正当に共通のものを使用する能力であり、これをスコラ哲学者は法的でない使用 一七〇四年) の労働による所有権の獲得という議論も、 ほかにも、 人間間の合意により個別の所有へと移行したことや、 プーフェンドルフ また、 ョアンネス二二世の教令を参照し、 (Samuel Pufendorf 一六三一- 一六九四年) は、 中世にすでに似たようなアイディアが示されている。 アリストテレスを引用しながら、 費消財について、 原初には個別 また、ロック 所有権は使用と分離できない 所有は (John Locke 十六三二) 争いを避け、 存在 せず、 (事実上の 人類 ょ

(Francisco de Suárez 一五四八 - 一六一九年)などの一六世紀の思想家を経由して近世・近代に影響を与えたと推測されてい 実は、 このような私有化や私有の必要性に関する議論は、 近世・ 近代の思想家にオッ 力 ムや彼と同時代の思想が直接的に影響を与えたというより わが国の法学にも無関係ではない。 例えば、 最高裁判所大法廷 は ス アレス

九八七 (昭和六二) 年四月二二一日判決 (森林法判決) には次のような記述がある。

ぐつて、意見の対立、 Ų 0 しているにとどまり、 である。 物の利用又は改善等において十分配慮されない状態におかれることがあり、また、 物の経済的価値が十分に実現されなくなるという事態となるので、 そして、 複数の者が目的物を共同して所有することをいい、 共有、 紛争が生じやすく、いつたんかかる意見の対立、紛争が生じたときは、共有物の管理、変更等に障害を 共有関係にあるというだけでは、それ以上に相互に特定の目的の下に結合されているとはいえないも の場合にあつては、 持分権が共有の性質上互いに制約 共有者は各自、 同条は、 し合う関係に立つため、 かかる弊害を除去し、 それ自体所有権の性質をもつ持分権を有 共有者間に共有物の管理、 共有者に目的物を自 単独 所有 変更等をめ 0) 場合に比

三月

り、 ける原則的所有形態である単独所有への移行を可能ならしめ、右のような公益的目的をも果たすものとして発展した権利であ しかも共有者の締結する共有物の不分割契約について期間の制限を設け、不分割契約は右制限を超えては効力を有しないとし 由に支配させ、その経済的効用を十分に発揮させるため、各共有者はいつでも共有物の分割を請求することができるものとし、 最高裁の判事たちが、どのような学説・資料を参照してこのような記述をしたのかは不明であるが、内容をみると、 共有の本質的属性として、持分権の処分の自由とともに、民法において認められるに至つたものである」 (傍点引用者) 。 共有者に共有物の分割請求権を保障しているのである。このように、共有物分割請求権は、各共有者に近代市民社会にお アリス

きよう。このように私有の必要性や正当性の問題はいまだに議論する余地があるものといえる。 トテレスからオッカムに至る議論の中の、堕落した人間は共有物を軽視するという見方にかなり近いものを見て取ることがで

⁽⁵²⁾Villey, Philososhie(略記表参照), pp. 49-51.

⁽巧)Villey, Les origines(略記表参照), pp. 232-233 ; Villey, La formation, p. 243.

⁽변) Villey, La formation, pp. 243-244, 247.

⁽竡) Villey, Les institutes(略記表参照), p. 182 ; Villey, Les origines, p. 231

⁽둘) Villey, La formation, p. 244

 $^{(\}frac{\mathfrak{S}}{2})$ Jean-Jacques Burlamaqui, $Principes\ du\ droit\ naturel$, Édition Janet et Cotelle, 1821, p. 68 (ﷺ) Hugo Grotius, De iure belli ac pacis, L. 1, cap. 1, IV., Scientia Verlag Aalen, 1993, p. 31

⁽출) Villey, Les origines, pp. 221-227 ; Villey, La formation, p. 242

⁽뎔) Villey, La formation, p. 244

 $^{(\}stackrel{\text{ }_{\frown}}{\cong})$ Villey, La formation, pp. 248-251; Villey, Les origines, pp. 233, 238-240.

- (金) Villey, Les origins, p. 239 note 2
- (色)Tierney, The Beginning(略記表参照), p. 93 ; Tierney, Languages, p. 105
- (뜰) Tierney, Languages, p. 105.
- (6) Tierney, Languages, pp.107-108.
- (년) Tierney, Languages, pp. 108-113.
- (億)Tierney, Villey, Ockham(略記表参照), pp. 34-42
- (6) Cf. Tierney, Villey, Ockham, p. 34.
- $(\stackrel{ ext{\sc E}}{=})$ Cf. Villey, La formation, pp. 224-227
- (吖) ティアニーは、ノミナリズムと主観的権利の間には必然的な関係はないと論じている。—Tierney, Villey, Ockham, pp. 31-32 ; The beginning, p. 97 ; Postscript (略記表参照), pp. 196-197
- (≅) Cf. Villey, La formation, pp. 234-240, 264-266
- (≅) Cf. Tierney, Property, pp. 133-135.
- (至) Cf. Tierney, Property, pp. 135-137.
- (벌) Tierney, Property, pp. 139-140.
- (또) Tierney, Property, pp. 141-143.
- (≅) Cf. Tierney, Property, pp. 148-157
 - (匠) Cf. OND, vol. 2, pp. 668-670 ; OND(英訳), vol. 2, pp. 573-575 ; Tierney, Property, p. 167
- 🖺) Hygonis Grotii(Hugo Grotius), Mare Libervm(The Freedom of The Seas), trans. Ralph Van Deman Magoffin, Oxford University Press, 1916, pp. 22-
- (🗟) Samuel Pufendorf, De jure naturae et gentium libri octo, trans. C. H. Oldfather and W. A. Oldfather, The Clarendon Press, 1934, pp. 536-541
- (፳) Cf. Tierney, Property, pp. 132, 167-168
- .[82]ティアニーによると、このような考えは、ウグッチョやパリのヨアンネス(Ioannes一二五五頃-一三〇六年)の議論の中に含まれている。— Tierney, Property, pp. 143, 147

(≊) Tierney, Property, p. 168

(铅)民集四一巻三号四〇八頁

おわりに

以上、 オッカムの所有権論、 権利論を考察してきた。最後に、いくつかの問題点について論じておこう。

カムの創作ではなく従来から存在していた概念をオッカムが利用しただけであるというのであれば、 な権利をもっていない、 裁判では主張・要求できない事実上の使用をしているのかという概念上の区別が困難であった可能性がある。そこで、オッカ いうことは変わらない。つまり、 り与えられたものも、 自体にはjusの主体が裁判で「要求」できるかどうかという要素は含まれていない。そうすると、恩恵 念で説明できるなら、 おらず、 ムは新たに権利概念を導入し、恩恵と権利を区別して(第二章三(1)参照)、フランシスコ会は裁判で主張・要求できるよう 事実上の使用をしているだけであると主張していた。もし、事実上の使用と所有・用益等との区別を古典的jusの概 そもそもオッカムは、 通常の取引や取り消しできない許可等で取得したり与えられたものも、その人の正当な持ち分であると 新たに権利概念を創設する必要はなかったはずである。古典的jusとは客観的な「もの」であり、 つまり所有権等を有していないと説明したのではないだろうか。もっとも、もともと権利概念はオッ なぜ新たに主観的「権利」概念を必要としたのだろうか。フランシスコ会は財の所有をして 古典的jusの観点からすると、裁判で主張・要求できるような所有・用益等をしているのか、 特別、 (取り消しうる許可) 古典的jusと対比 によ それ

する必要もないのかもしれない。

ある し、 るだろう。また、jusがあるなら、それに応じて帰属主体が自分の意思によって他人に要求等をすることは、 も権利概念の存在自体が悪であると考えていたというよりは、 基づいてさまざまな解釈上の工夫や理論を編み出しているので、 れるのであるから特段問題はないという見方もできる。また、現代人はすっかりその思考方法に馴染んでいるし、 を使っても、実践的な法解釈においては、結局のところ、一方の権利と他方の権利が調整され、社会的にも妥当な解決に導か における正義や自然的秩序を軽視し、個人の利益に焦点をあてるものであり、 ことなのかそうではないのかということを問うことができるだろう。ヴィレイは、主観的権利の概念は、 本稿では、 権利概念自体は使いようによっては便利なものではないかという見方もできる。これに対して、ヴィレイは、 主観的 「権利」の概念が古典的jusと異なるということを論じてきた。ところで、主観的権利の創設自体有益 関係性や自然的な社会的秩序を軽視する個人中心の権利論を批 いまさら変更する必要はないのではないかという見方もでき 好ましいものではないとする。一方、 人間 必然的なことで の関係性や社会 権利概念に 権利概念 そもそ

要性・妥当性、 少なくとも、ここで言えそうなことは、 あるいはその使用の仕方を反省するということは必要であろうということである 権利概念の歴史的経緯を確認した上、改めて、その内容・機能を整理し、その必

判しているとみることもできよう。

Ų 問題を考察する前に、 それとの関係を考察するためには近世・近現代の自然法論あるいは人権論の内容を分析する必要ある。 オッカムの権利論は、 オッカムの自然法論と統治システム論を検証する必要があると思われる。また、 近世から近現代の自然法論あるいは人権論といかなる関係があるのだろうか。ただし、 オッカムの議論と比較 今後の課題とした この

三月

6 1

- 185 五四頁。 参照、長谷部恭男「法・権利・財産―ミシェル・ヴィレイの法思想に関する覚書」(『憲法の円環』所収、岩波書店、二〇一三年)五二 -
- 186 年)四〇七頁以下、特に四三〇頁 参照、水波朗「ミシェル・ヴィレイの法思想(一)(二・完)」法政研究四四巻二号(一九七七年)一五一頁以下、四四巻三号(一九七八

略記表

BF = Bullarium Franciscanum, ed. J. H. Sbaralea, t. 1(1759), t. 2(1761), t. 3(1765), t. 4(1768), ed. C. Eubel, t. 5(1898).

Bonaventura = Bonaventura, Defense of the Mandicants —Apologia pauperum, in *The Works of Bonaventure IV*, trans. José de

Vinck, St. Anthony Guild Press, 1966.

Dig. = Digesta in Corpus Iuris Civilis, vol. 1, ed. Theodor Mommsen, Paul Krueger, Weidmann, 1872. なお、英訳として、The Digest of Justimiam, vol. 1, vol. 2, vol. 3, vol. 4, trans. Alan Watson, University of Pennsylvania Press, 1998

Huber = Raphael M. Huber, O. F. M. Conv., A Documented History of the Franciscan Order 1182-1517, Part 1, Part 2, 1944.

Instit. = Institutiones in Corpus Iuris Civilis, vol. 1, ed. Theodor Mommsen, Paul Krueger, Weidmann, 1872. なお、英訳として、

Justinian's Institutes, trans. Peter Birks and Grant McLeod, Cornell University Press, 1987.

Lambert = Malcolm D. Lambert, $Franciscan\ Poverty$, The Franciscan Institute, 1998

Mäkinen = Virpi Mäkinen, Property Rights in the Late Medieval Discussion on Franciscan Poverty, Peeters, 2001.

川下=川下勝『フランシスカニズムの流れ』 (聖母の騎士社、一九八八年)

(William of Ockhamの著作)

Brev. = Guillelmi de Ockham, Breviloquium de principatu tyrannico, in Opera politica, vol. 4, ed. H. S. Offler, Oxford University

Brev. (英訳) = William of Ockham, A Short Discourse on the Tyrannical Government, trans. John Kilcullen, Cambridge University Press, 1992

Brev. (仏訳) = Guillaume d'Ockham, Court traité du pouvoir tyrannique, Traduction par Jean-Fabien Spitz, Presses Universitaires de France, 1999

OND = Guillelmi de Ockham, Opus nonaginta dierum, in Opera politica, vol. 1, vol. 2, ed. H. S. Offler, Manchester University Press,

OND (英 訳) = A Translation of Willam of Ockham's Work of Nimety Days, vol. 1, vol. 2, trans. John Kilcullen and John Scott,

The Edwin Mellen Press, 2001

(Brian Tierney, The Idea of Natural Rights, Willian B. Eerdmans Publishing Company, 2001所収の著作)

Tierney, Property = Brian Tierney, Property, Natural Rights, and the State of Nature

Tierney, Villey, Ockham = Brian Tierney, Villey, Ockham and the Origin of Individual Rights

Tierney, The Beginning = Brian Tierney, The Beginning of the Dispute.

Tierney, Languages = Brian Tierney, Languages of Rights.

Tierney, Postscript = Brian Tierney, Postscript.

(Michel Villeyの著作)

Villey, La formation = Michel Villey, La formation de la pensée juridique moderne, P. U. F., 2003

Villey, Les institutes = Michel Villey, Les institutes de Gaius et l'idée du droit subjectif, in Leçons d'histoire de la philosophie du droit, 2º éd., Dalloz, 2002

Villey, Les origines = Michel Villey, Les origines de la notion de droit subjectif, in Leçons d'histoire de la philosophie du droit, 2° éd., Dalloz, 2002

Villey, Philosophie = Michel Villey, Philosophie du droit, Dalloz, 2001.